

515  
52



始





# 常 設 國 際 法 裁 判 所

常設國際法裁判所

法學博士

織田 萬 著



國 際 聯 盟 協 會 發 行



常設國際司法  
裁判所判事

法學博士 織田萬著

# 常設國際司法裁判所

國際聯盟協會發行



大正  
15. 3. 17  
內交



## 序

一昨年のも暮であつたかと思ふが、國際聯盟協會の大熊君が私のパリーの寓居を尋ねて来て、常設國際司法裁判所の事について、通俗な讀物になるべき一小冊子を書いてほしいとの話があつた。その頃、裁判所は無論閉廷中であつて、職務上の仕事とはなかつたが、外に少しばかり仕事があつたし、又旅の空でそんなものを書いてみようと思ふ気分にもなれなかつたので、つい斷つてしまつた。そしてそのままになつてゐた。昨年の秋に一時休養のため歸朝して、しばらく閑散の身となつたので、その時の話を思出した上に、なるほど今日國際上重要な制度とされてある裁判所のことだから、それを世の中に紹介する必要もあらう、殊に日本にはその必要が多からう、そしてその紹介はさしあたり、不才ながらも裁判官の職を汚がしてゐる私に取つては、一つの義務であらうも知れぬと考へて、急に筆を執ることになつた。



今から思へば、もう足かけ四年の前になる、裁判所の第一回開廷を終はつて歸つたとき、畏れ多くも、東宮殿下の思召によつて、御進講申しあげ、又東西兩大學の國際法學會、國際聯盟協會等に於ても、それ／＼講演をしたことがあつた。今回も歸朝早々大阪朝日新聞社の市民講座その他二三の場處に講演に招かれ、又京都大學法學部では數回にわたる特別講義を開いて、裁判所の取扱つた事件について、批判を試みる機會が與へられた。それ等の講演の腹案やら、御進講の草稿やら講義の手控やらを取舎して書上げたのが此の小冊子である。

大熊君の希望に應じて、通俗な讀物とする考であつたから、學問上の説明とも云ふべきところは、己むを得ない部分に限つて載せることにして、且つ成るべく解りやすく書いたつもりであるが、何分にも簡單を主としたので、中には説明の足りないところも少くあるまい。しかし、常設國際司法裁判所がどんなものであるかと、この小冊子によつて讀者にほど了解されるれば私に取つては、いくらか義務を果たし得たことにもならうし

又國際聯盟協會が國際知識を普及せんとする趣旨にも副ひ、大熊君のかねての希望も達せらるゝわけであらう。學問上の著述として物足りないことは、初めから承知の上である。

大正十五年二月一日

京都糺の森のほとりの鶴陰書屋に於て識す

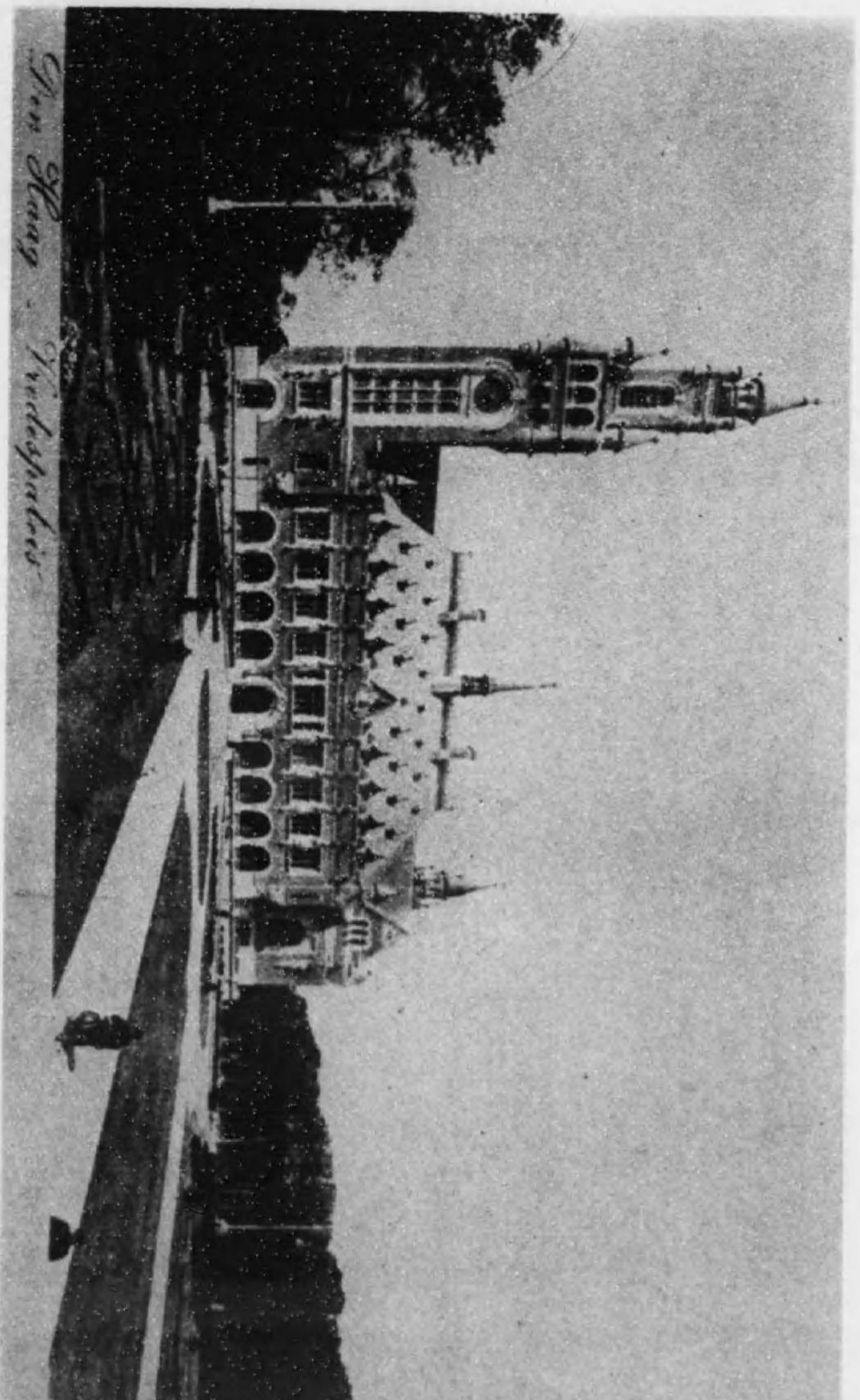
織 田 萬





士 博 萬 田 織 者 著





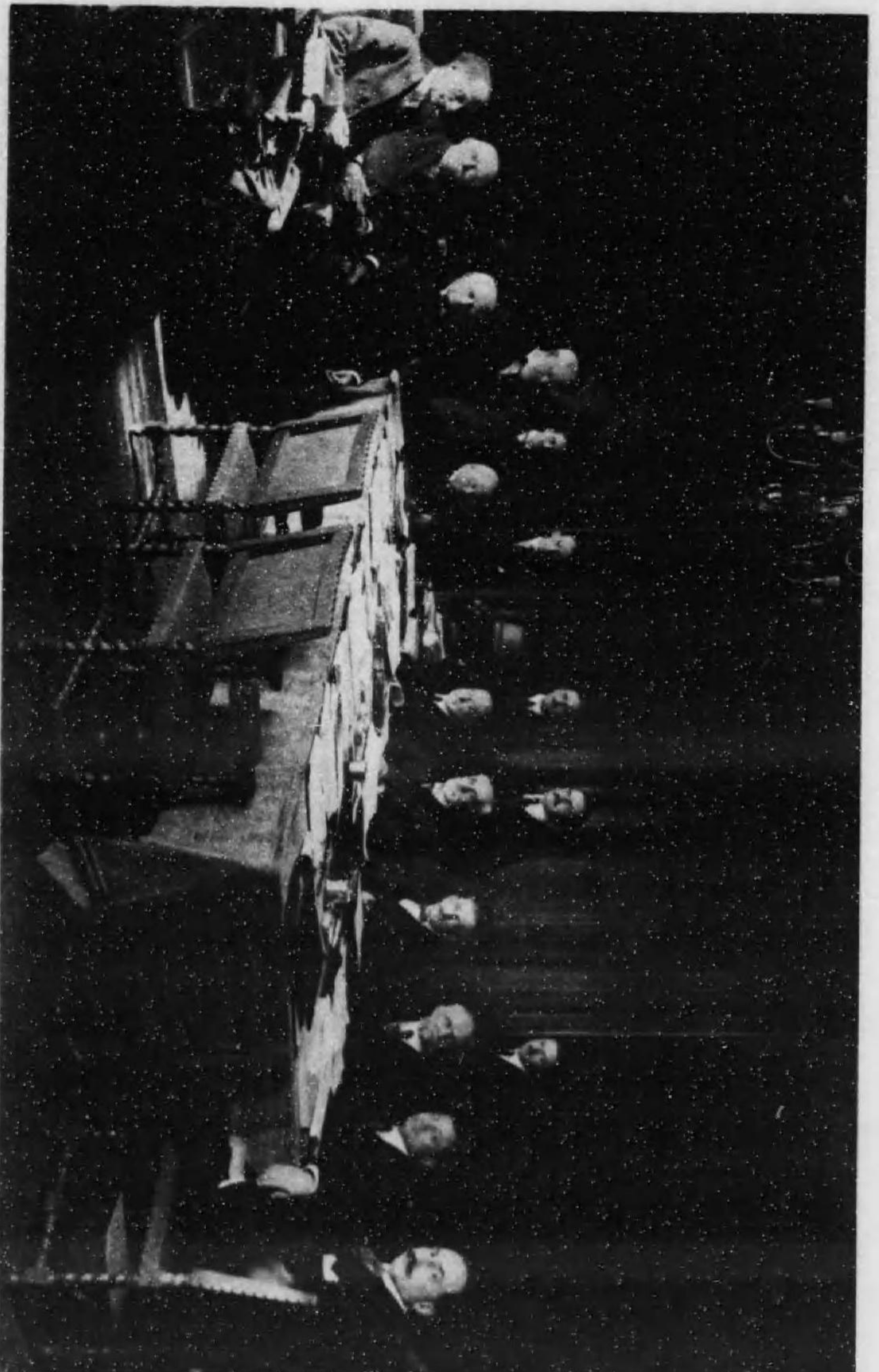
宮 和 平 牙 海 爾 在 の 所 判 裁



景光の延開公所判裁

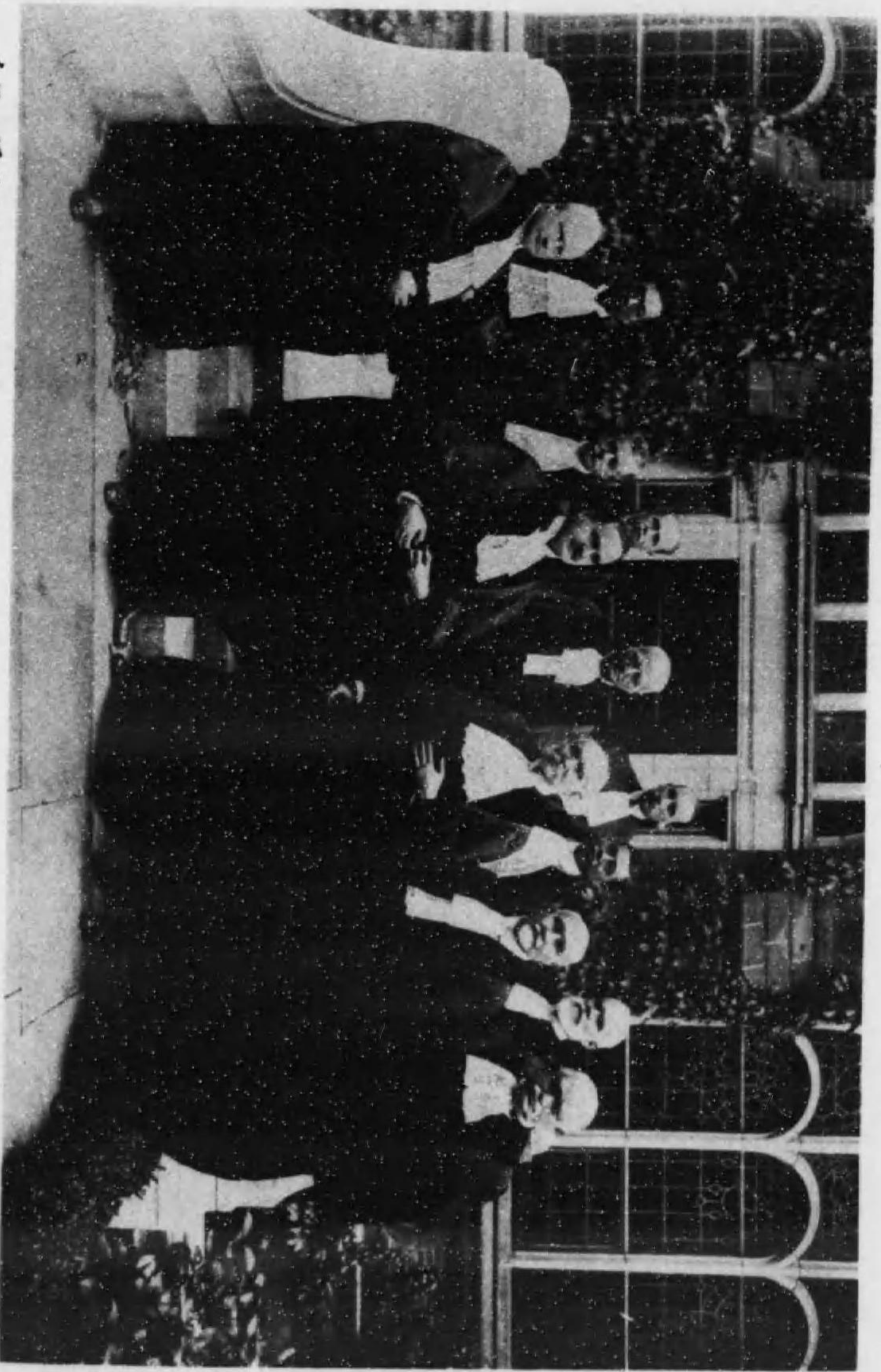






議會備する至に月三リよ月一年二二九一  
(催開てに室ルボ・ル・ボンナヂルエヲ宮和平)





一九二五年通常開延時の宮中庭に於て撮影 前列右よりルホルム氏、タスマン氏、イワノ、レンゾフ、氏、萬田綾、氏、ラミタル列中 (長所前) 氏、デーロ、(長所現) 氏、バーン、(長次) 氏、氏、ツロヂン、(長記書) 氏、ルーヨシ、マツハ列後 氏、惠龍王、氏、アツベ、卿、



# 常設國際司法裁判所

## 目次

緒言.....(一)

孔子の理想——社會生活と社會連帶の原則——社會上の紛争とその解決方法——子供の世界に見ゆる人世の縮圖——柳宗元封建論の一節——現代の裁判制度——國際生活と國際協調の原則——國際上の紛争とその解決方法——戦争論——仲裁制度の變遷——國際聯盟と常設國際司法裁判所——國法とその制裁——本書の内容

一 常設國際司法裁判所の成立.....(二)

目次



裁判所の設置案——公法家會議——裁判所規程の確定——裁判官の第一回總選舉——裁判所の準備會議と公開廷式の舉行

一一 常設國際司法裁判所の性質……………(二五)

仲裁々判と司法裁判——司法裁判の特色、法規の適用と應訴義務——常設仲裁々判所と常設國際司法裁判所との對立——裁判官選定方法の差異——常設國際司法裁判所の國際聯盟に於ける地位

一二 常設國際司法裁判所の構成……………(三四)

裁判官の定員——全員廷——特別廷——國籍裁判官に關する特例とその批評——合議裁判に於ける奇數員の必要——裁判官の被選舉資格——候補者の選定——選舉權——選舉の條件——現任裁判官の略歴——裁判官の任期——通常開廷と臨時開廷

四 常設國際司法裁判所の權限……………(五三)

裁判權限と諮問回答權限——諮問の性質と裁判所の地位——諮問回答權限に關する問題の研究——裁判所がこの問題について取りたる態度——諮問事件の審議に關する現行規則——諮問事件の目的——判決並に回答意見の效力

五 常設國際司法裁判所の業績……………(六三)

開廷の回数と事件數——訴訟事件の概要(ウインブルドン號事件、マヅロマチス事件、ヌイイ條約の一規定の解釋に關する事件、上部シレジャに於けるドイツ人の特定の利益に關する事件)——諮問事件(第三回國際勞働會議に於けるオランダ勞働代表者の選定、農業勞働に關する國際勞働組織の權限、ツユニス及びモロッコに於ける國籍問題、東カレリヤ問題、ポーランドに於けるドイツ移民の問題、ポーランド國籍取得の問題、ジャヴオルジナ事件、サン・ナウム寺院事件、ギリシヤ、トルコ間の住民交換、ダンチツヒに於けるポーランド郵便事務の問題、



ギリシャ教長追放問題、モースル問題——條約の不備と國際關係の複雑——諮問事件の數多  
き理由——諮問事件の重要——判決及び回答意見の權威に關する考察——少數意見の公表

## 六 常設國際司法裁判所の將來……………(九七)

事務増加の傾向——裁判所の管轄に關する各種條約の特別規定——調停條約——仲裁條約に關  
する特別の取極め——ロカルノ條約と仲裁條約——國際聯盟を通じて見たる裁判所の將來——  
國際聯盟の現在及び將來——アメリカの國際聯盟に對する態度と常設國際司法裁判所規程加入  
の問題——結論

## 緒言

昔し孔子は「訴を聽くこと吾れ猶ほ人のごとし、必ずや訴なからしめんか」と云  
はれたが、これは只刑政上の理想として述べられた言葉に過ぎぬ。如何に天下萬世  
に尊崇されてゐる大聖人孔子の如き人であつても、かやうな理想を實現させるまで  
の感化力はなかつたどころでなく、當時の支那は春秋戰國の時代であつて、世の中  
には功利主義を説く覇者の道がとかくもてはやされ、仁義道德を本とする孔子一派  
の王道論には、耳を傾けるものが殆んどなかつた程であつた。

◇  
そもそも人類は孤立索居の生活を遂げ得べきものではなく、必ずや一つの社會生  
活を営むべき運命を荷うて生れてゐる。ジャン・ジャック・ルソーが想像したやう  
な『自然状態』に於ける人類などは、到底あるべきはづのものでない。そしてその



社會生活たるや、各個人が互に寄合ひ、助合つて營むべき共同生活に外ならぬのであるから、人類が皆それ／＼の分度を守つて、共存共榮の道を立てねばならぬのが、その生まれながらの義務であると云ふことは、證據立てるまでもなき自明の事であらう。かの『社會連帶』の原則は、フランスの社會學大家ジュールケムによつて提唱されたが、如何にも吾人々類の生活は、この原則の支配を脱がれることのできぬ性質のものである。

人類の共同生活が自明の事であると同時に、その生活には外界の利用の必要なることも、亦自明の事と看做さなくてはならぬ。吾人の衣食住は悉く外界から取入れる種々の材料に待つのであるが、その材料を取入れるのが謂はゆる『自然界の征服』であつて、征服の度合が大きければ、それだけ人類の生活が進歩し發達することになるのだから、自然界の征服については、人々の間におのづから競争が起り、これが爲にその利害がやゝもすれば相反することあるを免れない。そこで共同生活を營

むのが人類の天性であり、共存共榮の道を立て、ゆくのが、その本來の義務でありながら、社會の内には、利害關係の相違によつてとかくのいさかひが生じやすい。社會が一面には連帶の原則に支配されつゝ、他の一面には絶えず何等かの紛争に悩まされるゆゑんがこゝに存するのである。



されば、その紛争はどうして解決されるかと云ふに、それには古來いろ／＼の方法があつた。まづその解決方法の最も單純で且つ原始的なものとしては、果し合ひ即ち決闘を擧げねばならぬ。決闘には個人と個人の間で單獨に行はれる場合もあり又多くの個人の間で共同して行はれる場合もあつて、一騎打ちの決闘も、總が／＼の決闘もあるのだが、そのいづれの場合であつても、暴力による解決方法たるに過ぎぬこととは言ふまでもない。そしてそれがラ・フォンテーヌの物語などには獅子と羊の哀れな話として書かれ、又學問上には『強者の權利』と唱へる學説がそれから



生まれて来たのであるが、この解決方法が不當であり、又これを是認する學說が誤まつてゐることは、固より明白である。

しかし、この原始的な暴力による解決方法のかたはらに、平和的な解決方法も亦古くから考へられてあつた。それは紛争の相手方が暴力に訴へることをやめて、第三者の公平なる判断を聽くことに折れ合ふか、さなくば、第三者が好意上双方の間に立つて仲直りをさせることである。この二つの平和的解決方法は、世間にはいづれも仲裁と呼ばれてあるやうだが、分けて言へば、前者が本來の意味の仲裁であつて、後者が謂はゆる居中調停である。そして有らゆる平和的解決方法の内、最も發達してゐて又最も完全であるのは、言ふまでもなく裁判である。

負ふた兒に瀬を教はると云ふ諺があるとほり、實際天真爛漫な子どもの世界には複雑した人生の縮圖が見られる場合が多い。子どもはお友達になることも早い、いさかひも亦子どもの間には起りやすい。今のさきまで仲好く遊んでゐた太郎と次

郎が、いつの間にか撲合ひ、つかみ合ひを始めるのは普通にある事で、これは暴力によつて紛争を解決するのだが、しかし又二人が口論をしながら、それでは一つ三郎に聽いてもらはうではないかと云ふことに折合つて、第三者たる三郎の判断に訴へることもある。それがまさしく仲裁である。學校へ通ふ子どもの喧嘩となれば、先生が中に立つてさばき役を勤める、それは取りも直さず居中調停である。家庭内での喧嘩は大抵お母さんの威光でさばかれる、時には『若し私の言ふことに間違があると思ふなら、お父さんに伺つて御覽』と云ふやうな工合に、最終決定が留保される場合もある。父母には法律上親權が認められて、家庭の主權者であり、子どもは之に服従すべき地位に置かれてゐるのだから、この場合には正式の裁判が行はれるわけであり、而かも上訴の手續まで備はつてゐる。子どもの狭い世界にも、人類の免れ難き紛争とその解決方法が、そつくり型を留めてゐる。

唐の柳宗元の名文として傳はつてゐる封建論の中にこんな一節がある、夫は『彼



れ其の初め萬物と皆生ず、草木榛々たり、鹿豕狂々たり、人は搏噬すること能はず而して且つ毛羽なし、克く自ら奉じ自ら衛ることなし、苟卿言へることあり、必ず將さに物を假りて以て用を爲さんとするものなりと。夫れ物を假る者は必ず争ふ。争ひて已まれば必ず其の能く曲直を斷ずる者に就いて命を聽く、其の智にして明なる者は伏する所必ず衆し、之に告ぐるに直を以てして改めざれば、必ず之を痛めて後に畏る。是れに由りて君長刑政生ず』と云ふのである。外界の物資を利用すべき必要をもつてゐる人類の生活には、紛争のとかく免れ難き道理と、その紛争を解決するには裁判の缺ぐべからざる道理が、簡単に又明瞭に説き盡されてある。

◇

裁判の必要が果して國家組織の根本となつたかどうか、此の點に關する柳宗元の觀方の當否は別問題として、近代の國家制度として裁判がどんな地位に置かれてあるか、こゝにその概要について一言しなければならぬ。

凡そ近代の立憲國家に於ては、社會の紛争について最も完全なる解決を與ふる目的を以て、裁判を掌る司法權の作用には特に考慮を用ひてゐる。即ち裁判が有らゆる權勢威力の外に立ち、何等の掣肘抑壓を被むることなく、どこまでも公平に行はれることを期するため、裁判官には職務上の獨立を保たしむることにして、司法權の作用に特別の保障を與へてゐる。そしてこれと同時に、各個人の果し合ひは國法に反する私闘としてこれを嚴禁し、一切の紛争は、商事々件などについて、たゞ仲裁の行はれる場合を除く外は、すべて裁判所に訴へてその解決を求めさせることになつてゐる。これは實に近代の國家の特色として注目すべき事實であるが、そのこゝに至つたことは、人智の進歩と長い間の經驗の結晶として作られた社會的信念の力に外ならぬ。

7 7 ともく人類の共同生活には、正義の觀念が唯一のくさびとならねばならぬことは固より當然の道理である、社會に正義が重んぜられずして、吾人の生活が故障な



く遂げらるべきはづがない。荀子などは二千年の昔に既にこの理を唱へてゐる、『人何を以て能く群す、曰く義あればなり』との一語は、誠に一大鐵案を下だしたものと謂つてよい。されば有らゆる紛争は獨り正義の力によつて解決されねばならぬわけであつて、實力によつて紛争を解決するのは、結局暴を以て暴に代ふるに止まり、正義の許すところではない。社會上に正義の力が遺憾なく支持されるれば、こゝに始めて各人の権利が正當に保護され、各人の義務が間違ひなく履行されることになるのであるが、その正義の力を支持するには、獨立の地位を有する裁判所に待つ外はないのである。そして人智の進歩は自然にかゝる思想の覺醒を促がし、それがいつしか社會的の信念となつて、その結果が遂に近代の司法裁判制度を作りあげることになつたのである。

司法裁判制度が今日の發達を見るに至つたのは、實に以上の理由によるのであつて今や一國內の制度としては、社會上に正義の力に本づく制裁を完全ならしむるた

めには、この司法裁判こそ唯一の最も有效なる手段と看做されてゐる次第である。

◇

國家が個人の集團であり、又隨つて人類の社會生活の一形態である以上は、人類の天性、習癖、情態等が國家としての行動の上にも自然に現はるべき道理であるが苟も人類の生活が社會連帶の原則に支配されざるを得ない限りは、その國際生活も亦ちのづから同様でなくてはならぬ。試みに一幅の地球圖を展ぶるときは、大小の諸國が基石の並んだやうに相列つてゐるのを見るだらうが、交通方法の發達した世の中に在つては、天涯地角も比鄰に均しいのであるから、各國民が互に交際來往し有無相通じ、緩急相扶けて、共存共榮の道を完うするのが當然であつて、謂はゆる『國際協調』の原則がこゝに存立すること、個人間に社會連帶の原則があるのと全くその趣きを一にするわけである。殊に國際關係がますます密接となつた今日に於ては、この原則を遵守するの必要がいよ／＼著しくなつた。今やいづれの國に於て



も、内治上には個人主義と社會主義を調節し、一面には個人の智能を充實させ、他の一面には社會全體を圓滿に發達さすべく努力してゐるのであつて、社會連帶の原則は、かくてこそ始めて尊重される次第だが、これと同時に、外交上には國家主義と國際主義の調節に勉め、一面には國家の獨立と隆昌を計り、他の一面には各國が擧つて世界人類の福利に貢獻するの覺悟がなくてはならぬのであつて、國際協調の原則がこゝにその存在を認められることになる。此の二つの原則は根本に於て全く同一の精神より出づるものであつて、要するに皆人類の天性の然らしむる所である。

國際協調の原則は、かやうに社會連帶の原則と相對して、共に人類の天性に本づく自然の法則とも謂ふべきであるが、個人間に利害の衝突によつて生ずる紛争がありがちであると同じく、國家と國家の間にも亦とかく紛争の起り得べき機會が作られる。そしてその紛争が團體的になるだけに、その範圍が擴がり、關係が重大となる。

つて、緊張の度合が著しく強くなるが上に、國際上には國內關係に於いて見るとこの統一の權力の存在があり得ないから、その紛争は、多くの場合に於て、勢ひ双方の實力に訴へて解決するの外はない。これが國際上に於ける紛争の普通の状態であつて、古來幾多の戦争が絶えず繰返されたのは即ちこれがためである。

◇

凡そ戦争は、一方がしかけるから他の一方が之に應じて立つわけのものであるがしかける方が必ずしも悪いとは限らぬ。義戦もあれば不義戦もあり、無名の戦もあれば、大義名分の上から正々堂々に進んで出た戦もあつて、固より一概に論ずることとはできない。我が日本は明治二十七八年の日清戦役以來、日露戦役、北清事變、大正になつてからの世界大戦争、それからそれと殆んど十年毎に戦争の相手方となつて、これがために好戦國であるかのやうに誤解を招いたこともあるが、これ等の戦争は、國家の獨立を保持するのぞなければ、相手方の暴戻無道をこらすがための



戦争であつて、いづれも已むを得ざるに出でたる正當防衛に過ぎなかつた。そして仕合にも常に戦勝國たる光榮を荷ひ、而かもその都度國威宣揚の機會が與へられたのだから、世には今尙ほ戦争の謳歌者もあらう、武力の渴仰者もあらう、又誰れしも一概に戦争を惡み武力を呪ふわけではなからうが、しかし、戦争その物を客觀的に見るときには、それが結局國家間の果し合ひであり、私闘であり、暴力による紛争解決の方法であることは疑ひあるまい。若し戦争に代はるべき適切な方法があらば、その方法を取るやうにするのが、無論望ましい事である。

更に又戦争が實際に及ぼす結果を想像したならば、唯その慘澹として悲むべき者があると云ふの外はあるまい。戦争の犠牲として失れた貴重の生命と財産が、その代償として何物をか齎すであらうか、戦敗國に取つては、よしや「國亡びて山河在り」の悲哀を残すに至らずとも、結果として餘す所のものは、只敗北の恥辱とこれより起る怨恨であらう、戦勝國に取つても、その光榮の裏面には「一將功成りて萬

骨枯る」の哀痛を感ずることを免れまい。乃木將軍が凱旋の作に「今日何の顔あつてか父老を見ん」と云つて、歎かれたのも道理である。

なる程、文明は人類の競争によつて發達するに相違なく、そして戦争も亦廣い意味から見て、競争の一種の形であるとすれば、彼のドイツの軍國主義を鼓吹した一派の學者が見たやうに、戦争が人智の進歩に貢獻し、文明の發達に關係する所がないでもあるまいが、その齎す所の慘禍に考へて見れば、到底功罪償ふべきものではない。又よしや戦争がなくなつたとて、人類の競争は所詮免れないものだとするれば、文明の發達には少しも事缺くことはないのだから、若し國際上の紛争が戦争に依らず、何等かの平和的手段によつて解決し得らるれば、これに越したことはないわけである。殊に實際の理否曲直と戦争の勝敗とは、必ずしも相伴ふものでないとすれば、その相伴はざる場合に於ては、戦争は純然たる破壊手段たり、殘忍なる暴戾行爲たるに過ぎぬのであるから、極力これを排斥せねばならぬ。且つ個人間の果し合



ひが正義に反するものとして禁止される以上は、國家間に於て果し合ひと視らるべき戦争が、適法行爲として是認される道理があらうはづはない、若し曰上の關係にも、個人相互の關係に於けると同様に、正義觀念が發達することになれば、戦争はおのづから排斥さるべき性質のものである。

◇

以上のやうな觀方は多少理想的に馳せた嫌ひもあらうが、しかし『兵が兇器たること』は古來の定論とも謂ふべく、戰禍の恐るべきことは古今一轍であるとすれば國際上の實際問題としても、戦争に代はるべき平和的の紛争解決方法が、何等かの機會に考慮されないはづはない、殊に紛争事件その物が國運を賭すべき程の重大なものでもない場合には、成るべく平和的解決を遂げたいのが人間の常情であらうから、そんな場合にはお互に干戈を動かすことを避けて、他の解決方法を求めることになるのが、自然の成行である。そしてその方法は、個人間の紛争に就いて見るの

と同じく、仲裁か、居中調停か、いづれかの一つに属するも亦當然の成行である。居中調停は第三國の發意によつて行はれるのだから、この解決方法はこゝに暫くさしおくことにして、特に相手方の合意によつて行はれる仲裁につき、その國際上の制度としてどう取扱はれて來たかを述べて見よう。

今こゝに國際上に於ける仲裁の歴史を物語る必要もなからう、唯随分古くから行はれてゐたと想像して置けば、それで十分だらうが、さてその仲裁は別に組織立つた制度として存在したのではなく、箇々の紛争について、その相手方が相談の上、適當と認める仲裁者を選定して紛争の解決を依頼するに止まつたのである。そしてその仲裁者として選定されるものは、多くは第三國の君主又は大統領若くは著名の學者などであつた。我が邦にも明治の初年、ペルー國の奴隸船抑留に就いて同國との間に紛争を生じ、時のロシア皇帝アレキサンドル第三世の仲裁を求めた實例がある。此の仲裁の制度がヘーグ條約以後は組織的のものとなり、常設仲裁々判所なるも



のを置いて、國際上の紛争を解決する特別の機關とすることになった。ヘーグ條約と云ふのは千八百九十九年の第一回國際平和會議及び千九百七年の第二回國際平和會議の結果として取結ばれたものであつて、國際上の紛争を成るべく平和的手段によつて解決し、實力に本づく制裁の代りに正義に依る制裁を求めようと云ふのが固より條約の目的であつたから、この條約は確かに國際制度の上に一時期を作つたものと視られなくてはならぬ。我が邦に於ても、先年元居留地の課税問題に關し、條約各國を相手取つて此の仲裁々判所の判決を求めたが、不幸にして敗訴になつたことがある。



かくて國際平和會議は世界の平和を維持することに相當の努力を試み、その手段の一つとして仲裁々判所を常設するまでに至つたのだが、その目的は容易に貫徹されず、列國殊にヨーロッパの大國の間には『武裝的平和』と云ふ本來論理的矛盾の

上に成立つた一種變態の平和状態が依然として續いてゐたすゑに、慮らずもバルカンの一角に演ぜられたオーストリア皇儲の暗殺事件が動火線となつて、約五箇年に亘る大戦争をひき起し、ヨーロッパ諸國はあろか、全世界に血腥き風が吹き荒んだのであつた。そして此の大戦争の跡始末をつけるために開かれたパリ平和會議は獨り交戦國間の講和條件を定むるだけでは満足せず、永く世界の平和を維持するの方策を講じた結果、こゝに始めて國際聯盟なるものを作つて、各國民間の協力を促進し且つその平和安全を保障するがための組織と爲し、その聯盟に關する規約の中に有らゆる國際上の紛争を解決せしむるがための機關として、常設國際司法裁判所を創立すべきことが定められた。是に於て從來永く理想とされてゐた世界的平和組織が實現され、又ヘーグ條約に依る仲裁々判の上更に一步を進めた裁判制度が認められることになつた。パリ平和會議は、實に此の點に於て、國際制度の上に一新紀元を開いたものと謂はねばならぬ。尙ほ特に裁判制度について云へば、第二回



國際平和會議の際にも、仲裁々判より一步を進めて司法的のものとしよとの動議があつたのだが、その時には機運未だ熟せざりしと見えて、採用さるゝに至らず、單に將來に對する希望として附記されることになつてゐたのであるから、この見地からは、パリ平和會議はヘーグ平和會議の希望を實行したものと謂へる。

世界大戰爭は千古未曾有の大規模の戰爭であつたわけ、その慘害も亦實に只驚くの外なきほどに多大であつた。幾百萬の生靈が失はれ、幾千億萬の財貨が空費され交戦の巷は全く焦土と化して見る影もなく、あまつさへ、多くの國々には革命相踵いで政治上の安定を失ひ、世界の經濟關係はめちやくにかき亂され、平和克復後七年になん／＼とする今日に在つても、いづれの國民も尙ほ物質上、精神上、生活の不安におびやかされてゐるやうな次第であつて、戦後の創痕が全く癒えるまでには、なか／＼容易の事ではない。世界の有らゆる國民は、實際この世界大戰爭によつて、戦禍の恐るべきことを始めて痛切に經驗させられた。さればその相擧つて國

際聯盟の組織に賛同し、又速かに國際司法裁判所の職能を實現させて、國際上に正義に本づく制裁を有效ならしむることに勉めたのも、亦決して偶然ではなかつた。

國際聯盟が果して世界の永久平和を確實にするまでに有力なる組織であらうか、又戰爭が世界のいづこにも根絶することになるであらうか、此等の問題に對しては、乍俄かに然りと斷言するだけの確信を強ふるわけには行くまいが、聯盟の基礎が漸次強固になりつゝあることは事實上疑ひなく、又何人も成るべく戰爭の機會を作ることを避けたいに相違ないとすれば、各國民は相互に此の方針に向つて進むべき義務を負うてゐると謂つても差支なからう。さすれば、苟も有識の人ならば、國際聯盟を擁護して、其の目的を遂行させることに勉めなくてはならぬことは、言ふまでもなく、隨つて聯盟の一機關として、國際上に正義に本づく制裁を有效ならしむべき任務を帯びてゐる國際司法裁判所に就いても、亦一應の了解がなくてはなるまい。



更に國內法發達の跡を顧みて、國際法の現在にひき比べて見れば、ほゞ同一の徑路をたどるものだと謂はねばならぬ。國內法もその初めは専ら慣習法に限られたものであつて、舊慣先例が古代法の全部であり、又その制裁も至つて薄弱なものであつたが、人智の進歩に伴うて、法規とその制裁の確實を期する必要上、成文法が國內法の大部分を占むることになり、又制裁方法が漸次に發達して、仲裁となり、裁判となり、遂に今日の完備した司法制度となるまでに至つた。國際法に於ても、從來は慣習法が重なる部分を形造つてゐたが、近年國際關係の密接なるに従つて、成文法が次第に増加する傾向が、世界大戦争前にも既に著しく現はれるた、殊に國際聯盟が組織されてからは、成文法制定の機會が急に多くなつたのみならず、國際法典編纂の事業が現に國際聯盟によつて計畫されてゐるやうな次第である。そしてこれと同時に、制裁方法も國內法に於けると同じく、仲裁々判より更に進んで司法裁判に及び、不十分ながらも、國際關係を正義の觀念によつて規律するやうになつて

來た。そしてその制裁を確實ならしむるのが國際司法裁判所の任務であるから、その任務は決して軽いものではない。

◇  
常設國際司法裁判所が國際上の新制度として創立された理由は、以上述べたる所によつて明かであらう。以下順を追うて、その成立及びその法律上の性質、その構成、権限並に創立以來の業績等に就いて概要を説明し、更に進んで將來その地位がどう成行くべきかを考察したいと思ふのである。訴訟手續は事柄が大分繁瑣に涉つて、興味が乏しからうと思はれるから、その説明はすべて省略する。



## 一 常設國際司法裁判所の成立

常設國際司法裁判所は、聯盟規約第十四條によつてその設置を認められてあるが同條前文に「聯盟理事會は常設國際司法裁判所設置案ヲ作成シ之ヲ聯盟國ノ採擇ニ付スベシ」とあつて、これに依れば聯盟理事會が裁判所設置案を作成することを委任されたのであるから、理事會はその義務として裁判所規程の草案を作らねばならなかつた。そこで、同會は先づその義務を果たす方法として、廣く各國の著名なる國際法學者を招聘し、原案の起草を依頼することにしたが、その學者たちの會議は千九百二十年の夏にヘーグに於て開かれることになつて、世にこれを「公法家會議」と稱へてゐる。我が邦からは、ブルツセル駐在の安達大使―當時は公使であつた―が國際學者として參列し、大に折衝に勉めたのであつた。この公法家會議は月餘に亘り、數十回の審議を重ねて、やつと原案の起草を終へた程だから、案の内容には簡

單に決しかねた難問題が相當に含まれてあつたことが想像される。そしてその案が聯盟理事會の議に付されて正式の草案となり、更に聯盟總會の議決を経て確定し、現行規程となつた次第だが、理事會や總會に於ては少許の修正が施されたゞけで、大體は公法家會議の立案がそのまま通過した。その總會を通過したのが同年十二月十三日であつて、その日附の議決により、理事會が裁判所規程に關する議定書を準備して、聯盟加入の國々にその批准を求めることを委任されたのであつた。

裁判所規程はかかる順序を経て確定した後、諸國の附屬議定書の批准を得て、いよく實施されることになつたのだが、裁判所の成立には、裁判官その人の選任が第一の要件だから、翌年九月ジュネーヴに於て聯盟總會の開會を期とし、規程の定むる所に従つて、裁判官の第一回總選舉が行はれた。

◇  
しかし、裁判所規程に掲げられてあるものは、裁判所の職能に關する主要の規定



たるに過ぎぬのであるから、裁判所が實際成立して、その執務に着手しようとするには、施行細則としての裁判所規則を定むる必要があり、又中には規程その物が特に指定して規則の定むる所に委任した事項もあつた、且つこの外に裁判所の執務に要する事項がいろいろあつて、それ等の事項をも取極めねばならなかつたので、千九百二十二年の初めに、裁判所にあてられたヘーグの平和殿に、裁判官全部を召集して準備會議を開くことになつた。この準備會議は二箇月餘を費して、裁判所規則を議定する外、裁判所長及び次長の互選、特別部の擔任、書記局の編制、法服や印璽等の事に至るまで、細大となく取極めた。そしてその間に二月十五日を期し、オランダ國女皇、皇太后兩陛下、皇婚殿下の行幸啓、外交團並に内外知名の士の參列を得て、嚴肅なる開廷式を行つたのであるが、裁判所の成立がこれによつて廣く世界に公表された次第である。

## 一一 常設國際司法裁判の性質

常設國際司法裁判所の特質は、その名稱に示されてあるとほり、司法裁判所たることである。そして仲裁々判所との區別がこゝに存することを知らねばならぬ。

先づ司法作用の目的が法規の維持に在ると云ふことは、法學の初歩を學んだ者の皆知る所であらう。或る特定の事件が起つて、これに適用さるべき法規について争ひがある場合に、法規の精神を明かにしてその適用を確實にするのが司法の職分である。仲裁々判は有らゆる種類の紛争に對して行はれ得るのであるけれども、司法裁判の掌る所は、法規の精神を明かにすべき必要ある問題に限られ、法規の適用と直接關係なき紛争は、司法裁判所の審判すべき性質のものではない、聯盟規約第十二條及び第十三條（共に第二回聯盟總會に於て修正された條文）には或は「仲裁々判又は司法的解決」と云ひ、或は「仲裁々判官ノ判決若ハ司法裁判ノ判決」と云ひ



紛争の種類によつて解決方法が一樣でないことを明かにし、殊に第十三條第三項には『審理ノ爲紛争事件ヲ付託スベキ裁判所ハ第十四條ノ規定ニ依リ設立セラレタル常設國際司法裁判所又ハ當事國ノ合意ヲ以テ定メ若ハ當事國間ニ現存スル條約ノ規定ノ定ムル裁判所タルベシ』とあつて、その謂はゆる司法的解決又は司法裁判に付さるべき紛争事件の審理は、常設國際司法裁判所の管轄すべきものであることを暗黙のうちを示してゐるのは、即ちこれがためである。

法規には成文法もあれば、不文法もある、又その不文法と云ふ中には、獨り慣習法のみならず、條理法も含まれてゐる、發達の不十分なる國際法に在つては殊にさうである。しかし只こゝに一つの注意すべきことは、凡そ法規と云へば、必ず客觀的存在をもつてゐる準則でなくてはならぬことである、即ちこゝに一つの準則があつて、その準則は何人の眼から見ても法規の力をもつてゐると認むる場合に於て、それが法規として存在することになるのであつて、この觀念は國際法上に於ても亦

固より變りはない。そして司法裁判の適用する所は専らこの客觀的準則たる法規であるが、仲裁々判に於ては、これと異なつて、法規なき場合、又法規があつても、必要の場合には、裁判官はその法規によらず、自分で適當と認むる所によつて判決することもできるのであつて、即ちこの場合には主觀的準則の適用があると謂はねばならぬ。蓋し仲裁々判に於ては、紛争を解決することが唯一の目的であつて、當事者が満足する解決さへ與へれば、それでよいのだから、自然かうなる道理である且つ又場合によつては、當事者が相談づくで或る一つの準則を定め、これに依つてその紛争を解決してもらふこともある。それは畢竟當事者のいづれの主張が、その假定の準則に適合する事になるか、その點について仲裁者の判決を求めるわけであつて、殊に國際上の仲裁々判には、いくらもかやうな實例があるやうに思はれる。司法裁判と仲裁々判の間の實質上の差異は、要するに此等の點に存すると考へてよ。



次に司法裁判に付さるゝ紛争の特色として、當事者間に應訴義務の存在することを擧げなくてはならぬ。

仲裁々判は當事者の合意によつて請求さるべきものであつて、一方が任意に出訴することは、仲裁の性質と相容れぬのであるが、司法裁判に在つては、原告が出訴すれば、被告に於て必ず之に應じて訴訟手續をする義務があることは、國內法の制度としては、知れきつてゐる事である。常設國際司法裁判所の取扱ふ訴訟に於ても亦無論この特色を持たせるつもりであつたらうと思はれるが、國際上に應訴義務を一般法として認めることの可否に就いては、裁判所規程の立案に當つた公法家會議に於ても、既に盛んに議論をひき起し、聯盟理事會並に總會に於ても亦均しく議論が繰返されたすゑ、現在の國際事情は、遺憾ながら、一般に應訴義務を認めるまでにはまだ進んでゐない、今直ぐにそれを強行するのは不可能であらうと云ふことに意見がまとまり、結局この義務を認むるや否やは、各國の選擇に一任することにし

て、若し相互條件附きで應訴義務を認めようと云ふ國があれば、附屬議定書の調印若くは批准の際か或はその後であつても、その旨を宣言し得ると云ふことに定め、それでやつと問題が落着した。裁判所規程第三十六條第二項に「國際聯盟ノ聯盟國及聯盟規約附屬書所載ノ諸國ハ左ニ關スル法律的紛争ノ全種類又ハ各種類ニ付裁判所ノ管轄ヲ同一ノ義務ヲ受諾スル他ノ聯盟國又ハ國ニ對スル關係ニ於テ當然ニ且特別ノ合意ナクシテ義務的ナリト認ムルコトヲ本規程ニ添附セララル議定書ノ調印若ハ批准ノ時又ハ其ノ後ニ於テ宣言スルコトヲ得」とあるのは此の意味である。日本はいろ／＼な事情から應訴義務の承認を躊躇してゐるやうだが、議定書調印の時から今日までに、相互條件附で此の義務を一般に承認してゐる國が十幾箇國があつて、此等の國々の間には、若し司法的解決を要する紛争が生じたとすれば、當然訴訟が提起されることになる。しかし、應訴義務を認めない國同志の間は無論、應訴義務を認めてゐる國であつても、その義務を認めない國に對しては、相手方の同意なく



ては出訴ができないのだから、この場合には、訴訟の形の上から見たゞけでは、仲裁々判を請求する訴訟と別に異なる所がないことになる。

以上述べたところによつて、司法裁判と仲裁々判の區別あることが明白だらうが尙ほ常設國際司法裁判所が、從來ヘーグ條約によつて設置されてある常設仲裁々判所とは全く別物であつて、各獨立してその權限をもつてゐることは、常設國際司法裁判所規程第一條に特に明記されてある。

この兩裁判所の區別を示すがためには、更に裁判官選定の方法の相違あることを擧げなくてはならぬ。元來仲裁々判の場合には、その性質上、當事者自身が裁判官を選定する自由をもたねばならぬわけであるが、常設仲裁々判所の裁判にもやはりこの原則が認められてある。成るほど、同裁判所規程によれば、裁判官は各國から豫め四名以内を任命し置くことになつてゐて、日本からは、穗積、富井兩先生、安達大使並に私の四名が現在仲裁々判官として任命されてゐるのであるが、それが當

然裁判官の職務を執るのではなく、實際に裁判を仰ぐべき事件が起つた場合に、當事國が相談の上、その豫め任命されてある裁判官の内から、適當と認める人たちを選定して、その人たちが裁判官の職務を執ることになるのだから、裁判官選定の權利は、やはり當事國に存してゐるのであつて、各國から任命されてゐる裁判官は、結局その選定に對する候補者たるに過ぎぬのである。然るに常設國際司法裁判所の裁判官は後に述ぶるが如く、一定の選舉によつて當選した者が、當然その職務に就くのであつて、當事國に何等の選定權が認められてゐないことは、一國內の司法裁判所に於て見るのと同様である。

◇

常設國際司法裁判所の性質を明かにせんがためには、更にその國際聯盟との關係について一言する必要があるらう。そもく國際聯盟の目的は、聯盟規約の冠文に掲げられてあるとほり、各國が戰爭を避け、公明正大の關係を規律し、國際法の原則



を確立し、正義を保持し、且つ一切の條約上の義務を尊重し、これによつて、國際上の協力を促進し又國際上平和と安全を完成しようとするに在るのであつて、常設國際司法裁判所は、聯盟總會及び聯盟理事會と共に、聯盟組織の一部分を形造り、この目的を達成するの任務を帯びてゐるのだから、總會及び理事會と相並んで聯盟の一機關たる地位に在ることは、蓋し疑ひなからう。之を國家機關に對比すれば、總會が立法機關に當たり、理事會が行政機關に當たり、裁判所が司法機關に當たるわけである、此の外に國際勞働事務局があるが、これは行政機關の特別組織に屬するものと視ねばならぬ。

かくて常設國際司法裁判所は聯盟の一機關ではあるが、國內の制度に於て、司法裁判所が他の國家機關に對して全く獨立の地位に在ると同じく、常設國際司法裁判所も聯盟總會及び聯盟理事會の外に獨立し、毫もその檢制を受けないことになつてゐる。これは言ふまでもなく、裁判所の威信を保つ上からも、裁判の公平無私を期

する上からも、極めて肝要の事である。裁判所規程に、一方には裁判官の職務が本國政府の指揮監督を承け若くは本國の利害を代表する職務とは兩立せざることを定めて、その職務を制限すると同時に、他の一方には、裁判官は同僚の全員一致の意見に依る場合の外には解任さることなき旨を定めて、その地位を保障してあるが要するにそれは裁判所そのものゝ獨立を保障したものである。



## 三 常設國際司法裁判所の構成

常設國際司法裁判所は正裁判官十一名、豫備裁判官四名、合せて十五名を以て構成し、全員廷と特別部に分れて、各合議制の法廷を形造ることになつてゐる。尙ほ裁判官の定員は聯盟總會に於て、聯盟理事會の提議に本づき、正裁判官十五名、豫備裁判官六名に至るまで増加し得ることになつてゐるが、只今までのところ、まだ増員の問題は起つてゐない。

(一) 全員廷と云ふのは、十一名の裁判官の列席を必要とする法廷であつて、正裁判官が悉く出席すればそれで成立するのである。若し正裁判官に疾病その他の事故あつて、缺席するものがあれば、補充のため、豫備裁判官が所定の順番によつて召集されることは、言ふまでもない。そして尙ほ十一名が揃ひかねる場合には、九名が法定数とされてゐる。

(二) 特別部は勞働部、交通部、簡易手續部の三部に分かれてゐる。勞働部は勞働事件殊にヴェルサイユ條約第十三編及び他の平和條約の之に對應する部分に掲げられてある事件を審判するがため設置せられ、交通部は通過及び交通に關する事件殊にヴェルサイユ條約第十二編並に他の平和條約の之に對應する部分に掲げられてある事件を審判するがため設置され、いづれも五名の裁判官を以て編制し、三年毎に改選されることになつてゐるが、この兩部は當事國の請求があつた場合に開廷するのであつて、若し特別の請求なければ、勞働事件も、通過及び交通に關する事件も、皆全員廷に於て審判せねばならぬから、全員廷の裁判が原則であつて、特別部の開廷は例外に屬するわけである。但しそのいづれの場合であつても、一定の方法によつて選出される四名の専門補佐員が陪席することを必要とする。簡易手續部と云ふのは、口頭辯論を用ひず、専ら書面によつて審判する特別部であつて、三名の裁判官を以て編制し、一年毎に改選することになつてゐる。この簡易手續部は、當



事國が審判の迅速を欲する場合に、その便宜に應ずるため設置されてあるのだが、交通部と労働部の設置は、ヴェルサイユ條約が國際協調の必要上、この二種の事件に重きを置いて、之がため各一編をあてた程だから、その精神に従つて別段の取扱をすることにしたものと見える。そして今日までの經驗によれば、簡易手續部は二回利用されたが、労働部も、交通部も、まだ一回も開廷に及んだことがない。

全員廷も、労働交通の兩特別部も、場合によつては、裁判官の数が當然一名若くは二名増加することになる。それは裁判所規程第三十一條に依つて謂はる國籍裁判官が列席する場合である。同條に依れば、係争當事國が自己の國籍に屬する裁判官をもたない場合には、一定の手續に従つて臨時自己の國籍を有する裁判官を選定し得ることになつてゐるので、若し當事國の一方がこの條件にあたれば一名、双方ともなれば二名の裁判官が臨時に増員される結果になる。此の規定は私一己の意見としては、如何にも不都合な規定だと思はれる。

そも／＼國籍裁判官は、自國の利益を代表するものとして選定されると視るの外はないが、さすれば此の制度は、前に述べた裁判官の職務上の制限に關する規定と相矛盾するものである。裁判官の職務上の制限は、裁判官をして自國の利害の外に超然たらしむる精神に出でたものだとするれば、その精神を貫徹するには、更に回避の制度を設けて、當事國の裁判官には審判に與かることを遠慮させるぐらゐにするのが寧ろ當然だらう。然るにかゝる制度を設けないどころか、却つて國籍裁判官を加へることにしたのは、すべての裁判官が同じく自國の代表者たることを暗々裏に認むるゆゑんであつて、その結果、職務上の制限を定めた精神までも破壊されてしまつたと謂はねばならぬ。しかし國際上の事情には、さう單純の理論で推し通すわけにはゆかぬと云ふこともあらう、又裁判官が自國の利害の外に超然たることは、人情の上から考へて、實際むづかしくもあらうから、當事國の一方が自國の國籍の裁判官をもたない場合には、それに臨時裁判官を選定させるのは、已むを得ない次



第だと考へられないでもない、そうしてさう考へてみれば、裁判所規程の矛盾も餘儀ないこととして、見のがして置くこともできよう。若しそれ當事國双方が各一名の國籍裁判官を選定するのは、實際全く無用の事と謂ふ外はない、なぜかとなれば此の場合の國籍裁判官の列席は、事實上只裁判所の評議に可と否が各一票づゝ加はるだけの事であつて、評議の結果そのものには何等變動を及ぼす所がないからである。そして無用の手数と無用の經費を費し、又裁判事務の進行もおのづから阻碍されるわけであるから、いづれの方面から觀ても、賛成しかねる制度である。

更に裁判所規程の缺點と思はれるのは、裁判官の数がたま／＼偶數となつた場合の變通法を考へてない點である。凡そ合議裁判所は必ず奇數の裁判官を以て編制すべきであつて、それは言ふまでもなく、意見が可否同數に分れる機會を避けるためである。然るに現行規程には、國籍裁判官が加はつて全員廷が十二名となり、特別部が六名となるやうな場合についても、又全員廷が一名を缺いて十名となる場合に

についても、別に之に對する處置が定められてない。國籍裁判官が加はつて、裁判官の數が偶數となる場合には、特に豫備裁判官一名を加へると云ふ便法もあらうし、又裁判官全部を召集して十名だけしか集らない場合には、一名を除いて法定數の九名にすると云ふことも出來ようが、それ等の規定は全く缺けてゐる。成る程、可否同數の場合に於ける裁判所長の決定權は認められてあるが、その決定權は事實上、裁判所長が二重投票を爲すことによつて行はれるのであつて、その決定された意見は無論多數の意見ではない。かやうな結果に立到ることは、裁判所の威信上大に考ふべきことであつて、何とか適當な修正があらいたいものである。

◇

正裁判官豫備裁判官を合せての十五名の裁判官は、選舉によつて就任するのであるが被選舉資格としては、裁判所規程第二條に「德望高ク且各其ノ國ニ於テ最高ノ司法官ニ任ゼラル、ニ必要ナル資格ヲ有スル者又ハ國際法ニ堪能ノ名アル法律家」



とあるだけで、至つて單純ではあるが、大審院判事に任命される資格ある者か若くは國際法の大家であつて、且つ德望の高い者でなくてはならぬと云ふのだから、實は甚だ得難い資格である。私自身は愧しながら、此の資格のいづれをも備へてゐない、只先輩同僚の切なる勸告によつて、已むを得ず候補に立つたのであつたが、日本が今日國際上に保つてゐる地位のお蔭で、幸に當選の榮を得たのであつた。尙ほ被選舉資格に就いて注意すべきことは、前示條文が「國籍ノ如何ヲ問ハズ」と附記してゐることである。即ち裁判官たり得る者は、聯盟加入の國の國籍を有するものに限られるのではなく、廣く世界中からその適任者を求め得る譯である。

候補者は一國から内外人を問はず四名以内、自國人ならば二名以内を限つて選定するものだが、その選定の役目は、國々の常設仲裁々判所裁判官が國際聯盟事務總長の依囑を受けて之に當たることになつてゐる。第一回總選舉の當時、我が邦から任命されてゐた仲裁々判官は、穗積、富井の兩先生と現外務大臣幣原男爵であつ

たので、此の三人が選定の役を引受けられた次第であつたが、さてその選定をするには先づ以て『自國ノ最高司法裁判所、法律大學及法律學校並法律研究ニ従事スル學士院及國際學士院ノ自國ノ部』の意見を聽いて欲しいと云ふ規定になつてゐるので、我が邦では、大審院、行政裁判所、東西兩京の法科大學、重なる私立大學及び帝國學士院第一部などの方面に打合せがあつたらしいが、結局候補者として私の外に、イギリス、フランス、ベルギー三國の國際法學者を一名づゝ推薦したのであつた。

選舉權は聯盟總會と聯盟理事會に分屬し、双方の選舉に於て絶對多數の投票を得たる候補者を以て當選者とすることになつてゐる。乃ち各國から推薦した候補者に就いて、總會と理事會が各獨立して選舉を行ひ、双方の選舉に過半数の投票を得てその結果が一致した場合に始めて裁判官の當選を見るのであるが、總會と理事會がその構成要素を異にしてゐる所から、自然兩者の間に投票の喰違ひが出来、それが



ため選舉の結果が容易に一致せず、幾回か選舉を繰返さねばならぬ面倒が起り得る第一回の總選舉に於て既にその面倒を實驗したのであつた。

選舉手續について説明する必要はなからうが、只選舉の條件、平たく言へば、選舉權者の心得とも見るべき一箇條があつて、而かも頗る重要な規定だと思はれるから、それを紹介して置かう、裁判所規程第九條に「各選舉ニ於テ選舉人ハ裁判所ノ裁判官トシテ指定セラル、一切ノ者ガ必要ナル資格ヲ各自具備スベキノミナラズ總體トシテ重ナル文明ノ形態及世界ノ主タル法律ノ系統ヲ代表スベキコトニ留意スベシ」とあるのが即ち是れである。邦文には聊か誤譯を含んでゐて「總體トシテ世界ノ文明ノ大形態及主要ナル法律系統ヲ代表スベキコトニ」と改めるのが妥當だらうと思はれるが、要するに、世界にはそれ／＼特色を異にしてゐる文明があり、又法律系統にもいろ／＼と區別があることであるから、裁判官の選舉の結果を全體から見渡して、少くとも世界の文明の中で一つの大形態を成してゐる文明と、世界の重な

る法律系統が、その選舉された裁判官たちによつて代表されてゐることにならねばならぬと云ふ意味であつて、一見甚だ漠然たるの觀あるが、立案者の苦心の跡はたしかに窺はれる。極東文明が世界の文明の一大形態に屬し、又極東諸國の法律が特殊の法律系統を形造つてゐるとすれば、極東諸國から少くとも一名の正裁判官が選出されねばならぬことになり、こゝに日本や支那などの利益が保障されてある譯である。



千九百二十一年に行はれた第一回の總選舉によつて選出された裁判官は、正裁判官として、イギリス、フランス、イタリヤ、スペイン、スイス、オランダ、デンマルク、アメリカ、キューバ、ブラジルから各一名、それに私を合せて十一名、豫備裁判官として、ノールウェイ、セルビヤ、ルーマニヤ及び支那から各一名、合せて四名であつたが、アメリカが國際聯盟の外に在りながら、同國の人が正裁判官の一人



に選舉されたのは、前に述べたとほり、裁判官の資格が國籍に拘はらぬとの規定が適用されたのである。そして此の内ブラジルから選出された正裁判官は、ルイ・バルボサと云つて、學者としても又國際事業家としても有名な人だったが、當選後二年を経て他界したので、補缺選舉が行はれた結果、やはり同國の人が當選した。今こゝに現任の裁判官がどんな人たちであるかを紹介しよう。

**マックス・フーパー氏**

現任裁判所長、スイス人、一八七四年生、ローザンヌ、ツュリッ

ヒ、ベルリン諸大學に學び、業成つて後諸國歴遊、日本にも一年餘滞在、一九〇二年より一九二二年までツュリッヒ大學國法學及び國際法教授、一九一八年以後聯邦政府法律顧問、一九二〇年及び翌年國際聯盟總會に副代表として參列、その外國關係事業にたづさはつて功績著しい。國際法學會正會員。

**ローデル氏**

前裁判所長、オランダ人、一八四九年生、一八七三年ライデン大學卒業後辯

護士の業務に従事、一九〇八年高等法院評定官就任、一八九六年萬國海法學會の創立、一九

一八年國際仲介協會の創立に關係し、その他國際關係事業に貢獻する所多い、一九一九年パリ平和會議に參列、一九二四年國際法典編纂委員に選任。國際法學會正會員。

**アンドレ・ワイズ氏**

裁判所次長、フランス人、一八五八年生、一八五八年パリ大學卒

業、一八七八年助教試験及第、一八九八年より一九〇八年まで民法正教授、同年以後國際公法及び國際私法正教授として在職、一九〇七年以來外務省法律顧問に就任。學士院會員、國際法學會正會員、常設仲裁々判所裁判官、萬國比較法學會（一九二三年創立）會長。著書多き内、國際私法論六冊最も重んぜられてゐる。

**フィンレイ卿**

正裁判官、イギリス人、一八四三年生、エチンバラ大學醫學部卒業、一八

六七年辯護士登録、一八八五年以後政界に入り、一八九五年ソリシター・ゼネラル、一九〇〇年檢事總長、一九一六年大法官に歴任、辭職後尙ほ引續き貴族院議員として在任、一九一九年伯爵を授けられた。常設仲裁々判所裁判官。

**ニホルム氏**

同上、デンマルク人、一八五八年生、コペンハーゲン大學卒業、初め辯護士、

後司法省出仕、一八九三年控訴院評定官、一八九六年エジプト混合裁判所裁判官就任、後カ



イロ裁判所長となり一九二一年まで在職。國務顧問官、常設仲裁々裁判所裁判官。

**ジョン・パーセツト・ムア氏**

同上、アメリカ人、一八六〇年生、一八八〇年ウアジニヤ

大學卒業、エール、ニューヨークその他の大學より學位授與、一八八五年より一八九一年まで國務省出仕、一八九一年より一九二四年までコロムビア大學國際法及び外交史教授、一九一三年より翌年に至るまで國務卿と同一の権限を以て國務省顧問に就任、一九二二年—一九二三年の空中戦及び戦時無線電信使用に關する國際會議に大使の資格にて參列、その議長となつた。國際法學會正會員、常設仲裁々判官。多數の著書中國國際法會典六冊が大著である。

**デ・フスタマンテ氏**

同上、キューバ人、一八六五年生、マドリード大學及びハヴァアナ大

學にて修業、一八九一年ハヴァアナ大學國際公法及び國際私法教授、一九〇二年以後元老院議員として引續き在任、一九〇七年國際平和會議には代表員長、一九一九年パリ平和會議には全權代表として參列、その外國國際事件に關與したることが多い。國際法學會副會長、萬國比較法學會副會長。著書數種あつて、最近著は私撰國際私法々典である。

**ラフツェル・アルタミラ氏**

同上、スペイン人、一八六六年生、一八八七年マドリード大

學卒業後、教育制度改革に従事、一八九七年競争試験を経てオヴィエド大學スペイン法制教授に就任、一九〇九年南アメリカ諸國より聘せられて各地に講演、歸國後初等教育局長となり、一九一三年外交官領事官學院教授、一九一四年マドリード大學教授に就任。各種の學會に關係し、比較近世法雜誌の編輯を主宰してゐる。

**アンチロツチ氏**

同上、イタリア人、一八六九年生、一八九〇年ピザ大學卒業の後、フロ

レンスに於て辯護士事務に従事、一九〇二年競争試験を経てパレルム大學國際法教授に就任、一九〇四年ボロニヤ大學に轉任、一九一一年ローマ大學に轉任、又外務省對外争訟事件審査委員として功績があつた。一九一九年パリ平和會議に法律顧問として參列、一九二〇年國際聯盟事務次長に就任した。國際法學會正會員、常設仲裁々裁判所裁判官。著書數多あり「國際法に於ける國家責任の一般理論」最も世に知れてゐる、又國際法雜誌の創業者兼編輯主任である。



**エビタチヨ・ダ・シルヴァ・ベツリア氏** 同上、ブラジル人、一八六五年生、一八八六年ベルナムブーコ大學卒業後検事及び地方廳書記官に就任、一八九〇年より一八九三年まで立憲議會代議士に選まれ、憲法、法制及び司法に關する特別委員として勤務、一八九一年ベルナムブーコ大學教授を兼ねて辯護士事務に従事、一八九八年司法卿、一九〇二年より十年間高等法院檢事總長に就任、一九一二年元老院議員に當選、此の間立法事業に與かつて功があつた、又同年リヨ・デ・ジャネロ法曹會へ提出された國際公法々典案は氏の起草に係る。一九一九年パリー平和會議に代表員長として參列、間もなく大統領に當選し一九二二年に至るまで在任。

**ヨヴァノウィッチ氏** 豫備裁判官、セルビヤ人、一八五五年生、一八七五年ベルグラード大學卒業の後司法官就職、一九〇三年司法大臣となり間もなくベルグラード控訴院長に轉任翌年更に司法大臣に再任、一九〇七年國務顧問官となり、翌年大審院長に補せられた。

**バイヒマン氏** 同上、ノールウエイ人、一八八〇年オスロ（舊名クリスチヤニヤ）大學卒

業、司法省出仕、一八九八年トロンドエム始審裁判所判事となり、一九〇四年以來引續同控訴院長として在任。司法事務の外、諸種の立法調査、スカンヂナヴィア三國手續法及び親族法統一の事業並に國際關係事業に參與し、又しばしば國際紛争事件の仲裁々判を委嘱された。

一九一九年パリー平和會議に代表者として參列。國際法學會正會員、常設仲裁々判所裁判官**ドメイ・ネグレスコ氏** 同上、ルーマニヤ人、一八七五年生、パリー大學數學科及び法律學科卒業、一九〇一年より一九〇八年に至るまでブカレスト裁判所判事に任じ、同大學教授を兼ね、後辯護士事務に従事、一九一三年代議士に當選。世界大戰の際、ルーマニヤ軍隊法律顧問に任じ、國際聯盟第一回及び第二回總會に代表員として參列。國際法學會々員。

**王麗惠氏** 同上、支那人、一八八一年生、北洋大學卒業後一時日本に在つて革命黨機關新聞の編輯に従事、後カリフォルニア、エール兩大學に於て法律學修業、エール大學の學位を受け、次いでロンドン辯護士會に入り、一九〇七年より一九一三年までベルリン及びパリーに於て引續き修業、歸國後南京假政府外務總長、第一革命政府司法總長に歴任、一九一七年より一九二〇年に至るまで法典編纂委員となり、その間一時大理院に入り、又ワシントン會議



に代表者として参列、一九二二年内閣總理、一九二四年再び司法總長に任ぜられた。目下司法調査委員として執務。國際法典編纂委員。

自分の履歴は別に吹聴するだけのものでもなく。又その必要もあるまい。要するに以上列記の略歴によれば、現在裁判官は多くは著名の國際法學の大家でなければ一流の老判事である。中んづくフィンレイ卿の如きは、その學問經歷に於て最も推重すべき人である、八十五歳の高齡に拘らず、矍鑠として壯者を凌ぐの概あり、頭腦明晰にして議論穩健、同僚の皆推服して措かざる所である。ついでにフーバー氏が正裁判官中の最少年者でありながら、裁判所長に選まれてゐるのは、必ずしも破格の事ではない。氏の學問人物は言ふまでもなく、その英佛兩語に通じてゐて、この兩語を公用語とする裁判所を主宰するには適任である外に、各種の條約又は議定書が、最も公平を要する鑑定委員やその他の人選を所長に委任してゐるものが多いので、その任務を完うして行くには、大戦争當時中立國であつた國の裁判官が之に

當るのが善からうと云ふ事情もあるからである。尙ほ現任の書記長はスウェーデン人ハムマーシヨール氏であるが、齡僅かに三十を超えたばかりで、學問手腕共になか／＼見上げた人であつて、公使館參事官の資格を有し、國際法學會々員にも選まれてゐる。

裁判官の任期は九年であつて、裁判所長及び次長は三年毎に互選することになつてゐる。そしてその任期は當選の年の翌年一月一日より起算するのである。

裁判所は毎年一回開廷するのが通則であつて、それが通常開廷である。通常開廷は六月十五日始まり、案件簿の案件が完了するまで繼續することになつてゐるが、その案件簿に記入される案件は書面手續の終結したものに限るのだから、たとひ開廷期に提出された案件であつても、若し書面手續にひまどつて、容易に終結しないやうなときには、案件簿に記入されず、従つてその審判が次の開廷期に廻はされる



こととなる。そしてその期間に審判さるべき案件の數とその内容によつて、開廷期  
取柄のづから長短を生ずることは、言ふまでもない。案件の數が多いか、又よしや  
只一つの案件であつても、その内容が錯雜してゐて審理に骨折れる場合であれば、  
廷期が長びくのは當然である。

通常開廷の外、裁判所長は必要に依り臨時開廷を爲す職權を與へられてゐる。臨  
時開廷の必要があるかどうかは、専ら裁判所長の意見によつて決するの外はないが  
臨時開廷の性質として、その審理に付さるべき案件が、解決を急ぐものであらねば  
ならぬことは、因より言ふまでもない。そして今日までの經驗によれば、臨時開廷  
の必要は意外に多いやうに思はれる。

#### 四 常設國際司法裁判所の權限

常設國際司法裁判所の權限は、聯盟規約にその大綱が示されてある。聯盟規約第  
十四條の末文に『該裁判所ハ國際的性質ヲ有スル一切ノ紛争ニシテ其ノ當事國ノ付  
託ニ係ルモノヲ裁判スルノ權限ヲ有ス尙該裁判所ハ聯盟理事會又ハ聯盟總會ノ諮問  
スル一切ノ紛争又ハ問題ニ關シ意見ヲ提出スルコトヲ得』とあるのが即ち是れであ  
る。そしてこの規定に依れば、裁判所の權限が裁判權限と諮問回答權限の二つに大  
別されてあること明かである。

裁判權限は、言ふまでもなく、裁判所がその受理する訴訟に對して判決を與ふる  
權限であつて、その訴訟の目的物が國際的性質を有する紛争であり、又その訴訟の  
當事者が國家でなくてはならぬことは、聯盟規約の明文によつて疑ひない。オース  
トラリアその他イギリスのドミニオンは、國家と同様に國際聯盟の一員となつてゐ



るから、國家と云つては稍狭ま過ぎるが、便宜のため國家と云つて置く。尙ほ聯盟規約には「國際的性質ヲ有スル一切ノ紛争」とあつて、至つて廣い意味の文句になつてゐるが、その紛争が専ら司法的解決を要するものに限らるべきことは、前に述べたる裁判所の性質よりして、おのづから察せられるであらう。

裁判所が裁判権限を有することは當然の事であつて、それに就いて何等説明を加へる必要を見ないけれども、諮問回答権限に至つては、とくとその性質を明かにして、誤解に陥らぬやうにせねばならぬ。

凡そ諮問は諮問者が参考までに他人の意見を聴くわけのものであつて、回答意見には毫も諮問者を拘束する力がなく、それを採用するもせざるも諮問者の自由であるのが、諮問の一般の性質である。そして此の意味の諮問が、一國內の制度として行政機關相互の間に行はれるのには何にも不思議はないが、司法機關たる裁判所が、他の國家機關に對して同様の關係に立つことは、裁判所の性質上何分にも考へ得ら

れない。裁判所として立法上の参考材料を徴されるとか、司法行政上の事について諮問されるやうなことは、無論ないでもないが、特定の紛争問題の解決に付いて、他の諮問に應ずるやうなことがあるべきはづがない、特定の紛争問題に對する裁判所の意見は、外部の力を以ては全く動かすことの出來ぬものとして、尊重されることになつて、始めて裁判所の威信が保たれるのであるから、その意見は獨り判決若くは之に準ずべきものとして與へられねばならぬ。

かやうな觀方は、常設國際司法裁判所にも亦無論あてはまらねばならぬ、常設國際司法裁判所の聯盟總會又は聯盟理事會に對する地位が、既に述べたとほりであるとすれば、この兩機關に對して、裁判所が單純なる諮問機會たる關係に置かるべき道理はない。然らば聯盟規約第十四條の規定の眞意は何處に在るか、若し理事會や總會の諮問が單純の諮問でないとすれば、諮問事件審議がどんな性質のものであるか、又回答意見がどんな效力を有すべきであるか、それが大に考究を要する問題と



して存することになる。

◇

諮問の回答に關する問題は、果然、公法家會議に於て議論の一焦點となつた。同會議に於ては、この諮問の回答に關する事項をも、裁判所規程案の條項として挿入すべく、種々の提案が試みられたらしいが、いづれも思はしくなかつたと見えて、遂に未決に終はつた。次いで聯盟理事會並に總會の會議に上ぼるに及んでも、亦成案を得るに至らず、所詮裁判所が自ら定むる所に一任するの外なからうと云ふことになつて、問題は未決のままに残されたのであつた。その結果、裁判所規程には、訴訟事件の取扱方に就いては一と通り規定されてあるが、諮問事件に關しては、規定が全然缺けてゐるやうな次第で、甚だ不體裁のものが出來上つたのであつた。そこで裁判所の準備會議に於て裁判所規則を議定するに當つて、おのづから此の難問に逢着せざるを得ないわけであつたが、裁判所は慎重に討議をかさねた末に、諮

問事件の審議も、訴訟事件の審理と敢て異なることなきものとし、全く同一の手續に依つて審議することに定めた。それは元來裁判所の性質上、單純の諮問機關として立つことが、裁判所の地位を危うするの恐れあるのみならず、聯盟規約第十四條に依る諮問事件の内容は、要するに一箇の紛争問題であつて、單に裁判所と諮問者たる理事會又は總會の内部關係として解決すべきものではないと云ふ見地から出たのであつた。そこで諮問事件の審議に關しても、訴訟事件と均しく公開主義を採り事件の直接利害關係者には、訴訟當事者と同様に審議手續に参加させ、準備書面の提出も、公開廷に於ける口頭辯論も、すべて之を盡させ、又裁判所の意見は諮問者たる聯盟理事會又は總會に回答するに先ち、公開廷に於て發表することに定め、そしてその審議は、事件の内容如何に拘らず、すべて全員廷に於てこれを行ふことにしたのである。それが裁判所規則第七十一條以下の規定となつて現はれてゐる。

かくて、裁判所はその獨立の地位を完うするの精神よりして、その諮問回答權限



を重要視し、裁判権限との間に差別なきことにしたのであつたが、これは今日までの経験によつて觀れば、裁判所のために極めて賀すべきの事であつて、裁判所は實に此の問題について善處したと謂ひ得べく、又この見地からすれば、問題が未決のままに残されてあつたのが、裁判所に取つても、又國際制度の全體の上からも、寧ろ仕合せであつたかも知れぬ。この事に付いては、後に更に説明すべき機會があらうから、精しいことはその説明に譲ることにする。

◇

前示規約の正文によれば、諮問事件の目的となり得べきものは、紛争又は問題である。紛争は言ふまでもなく、國家と國家の間の意見の衝突であつて、この場合に於ける裁判所の解決は、名こそ諮問の回答であれ、その實は間接に係争當事國に對して判決を與へるのである。問題も亦要するに國際事件に關して意見の衝突があつて、それから起るものであるが、その衝突は兩國家の間に存するとは限らず、國家

と特定の個人又は團體の間に存することもあり得るのであつて、所詮、特定の事實に關して聯盟理事會又は總會が法律上の有權的解釋を必要とするものであると見れば、それで差支ない。例へば第一回開廷の眞初めに提出された諮問は、即ち問題についての諮問であつた、それは第三回國際勞働會議に際してオランダ政府が行つた勞働代表者の選定が適法なりしや否やについて、裁判所の解決を求めたのであつて此の事件に關する意見の衝突は元來オランダ政府と同國の或る勞働組合の間に起つたのであるが、それが國際勞働會議の問題となり、その結果聯盟理事會を介して裁判所に廻付されたのである。又同じく第一回開廷に提出された國際勞働組織の農業勞働に關する權限についての諮問も、亦問題についての諮問であつた。これはもとフランス政府と國際勞働事務局の間の意見の衝突であつたが、それが聯盟理事會の問題となり、その結果、裁判所に諮問してその意見を求めることになつた次第である。



序ながら判決並に回答意見の効力について一言しよう。常設國際司法裁判所は世界唯一の裁判所であつて、その裁判は固より始審にして且つ終審であるのだから、判決はその言渡と共に確定し、當事國は當然これに拘束されねばならぬ。よしや不服の點があるとしても、初めから上訴の道がないのだから、再審を求める場合を除いては、どこまでも言渡された判決に服従するの外はない。そして聯盟規約第十三條末項に『聯盟國ハ一切ノ判決ヲ誠實ニ履行スベク且判決ニ服スル聯盟國ニ對シテハ戰爭ニ訴ヘザルコトヲ約ス云々』とあるから、國際聯盟に加入しゐる諸國が、この規定によつて誠實に判決を履行する義務を負うてゐることは、言ふまでもなく、國際聯盟に加入してゐない國であつても、苟も當事國として裁判所の權限に服従した以上は、同様の義務を負ふものであると認めなくてはならぬ。

然らば若し萬一にも判決を履行しない國があつた場合にはどうなるか。國際上に

は義務の強制方法がないやうに一般に思はれてゐるが、決してさうではない。なるほど裁判所そのものには、強制執行權のありやうはづはないが、聯盟規約は聯盟理事會にその權限を與へてゐる、乃ち規約第十三條末項の末文に『判決ヲ履行セザルモノアルトキハ聯盟理事會ハ其ノ履行ヲ期スル爲必要ナル處置ヲ提議スベシ』とあるから、理事會の決議によつて必要な強制執行方法が取られ得るわけである。その方法としては別段具體的に定められたものはなく、畢竟理事會が臨機に適當とする所によつて決するのであるが、今日までのところ、實際問題が起つた例はない。

諮問に對する回答意見の効力に關しては、聯盟規約にも、裁判所規程にも、何等規定されていないのは、一つの缺點に相違ないけれども、實際に於ては差支なく、回答意見も判決と同様誠實に履行され得るものと視てよからう。前にも述べたる如く諮問事件はその實質に於て、いづれも國際事件についての紛争であつて、裁判所の之に對する審議は、訴訟手續と全然同一の手續によつて爲されるのであるから、利



害關係者たる係争國は、その審議手續に参加したる關係上、おのづから裁判所の意見に服従するの義務を負ふことにならうし、又諮問事件が聯盟理事會や總會に於て處理すべき事件の一部分に過ぎないやうな場合であつて、若し係争國が理事會や總會の處置に服従しないやうなことであれば、理事會や總會が之に應ずる必要の手段を講ずることにもならうから、結局裁判所の意見は實際の拘束力をもつわけである。そしていづれの場合に在つても、諮問者たる理事會や總會は、普通の諮問事件とは異なつて、裁判所の回答意見に對し、事實上採否の自由を有し得ない立場に置かれてゐることも、亦以上のやうな筋合から見て、おのづから察せられるであらう。

## 五 常設國際司法裁判所の業績

常設國際司法裁判所裁判官は、前に一言したとほりに、千九百二十二年一月一日より就任することになつたので、裁判所は即ちその日を以て實際に開設された次第であつて、随つて、既に滿四年を経過し、今や第五年目に入つたのである。そしてその開設の年の初めに準備會議を開いて、執務上必要なる一切の事項を議定し、六月十五日より第一回の通常開廷があつたのだが、爾來滿四年の間に、通常開廷と臨時開廷を併せて九回の開廷を重ね、審理した事件の数が合せて十九件、その内六件が訴訟事件、あと十三件が諮問事件であつた。尙ほ通常開廷は毎年一回に限られてあるのだから、四年の間に開廷九回に反んだとすれば、その内の四回が通常開廷であつて、あとの五回が皆臨時開廷であつたことは、言ふまでもない。

今こゝに裁判所が取扱つた事件について、一々その内容を詳にする必要はないが



裁判所の仕事ぶりが大體どんなものであるか、又どんな問題が紛争の原因となりやすいかを知る便宜として、簡単にその事件を列べて見よう。

## 訴訟事件

(一) ウインブルドン號事件 フランス某海運會社の備船であつたイギリス船ウインブルドン號が、一九二一年三月サロニカから軍器を積載して、ダンチツヒ港のポーランド海軍根據地に向ふ途中、二十一日朝ドイツのキール運河にさしかゝつたが當時ポーランドとロシアの間にやつと休戰條約が調印されたばかりで、まだ講和までに至つてゐなかつたので、ドイツ官憲は局外中立義務を嚴守することを理由とし、同船を拘留して運河を通航することを禁止したのであつた。それが初めフランス、ドイツ兩國政府の問題となり、次いで大使會議の問題となり、交渉が重ねられなければ、遂に解決を見るに至らなかつたので、結局大使會議を形造つてゐるイギリス、フランス、イタリア及び日本の四主要國が共同原告となつて、ドイツを相手

取り、同國政府がヴェルサイユ條約に違反して爲したる拘留の不法なること、並に此の不法拘留によつて會社が被つた損害を賠償する義務あることを申立て、裁判所の判決を求めたのであつた。その主張はヴェルサイユ條約第三百八十條に「キール運河及其ノ出入ハ常時自由ニシテ獨逸國ト平和關係ニ在ル一切ノ國民ノ軍艦及商船ニ全然平等ニ開放セラル」とあつて、ドイツ官憲がウインブルドン號を拘留したのは明かにこの規定に違反したものであるとの理由に本づいたのであつたが、之と同時に、同條約第三百八十六條には「第三百八十條及第三百八十五條ノ規定ノ一ニ付キ違反アリタル場合若ハ該諸條ノ解釋ニ付キ異議アリタル場合ニハ一切ノ關係國ハ此ノ目的ノ爲國際聯盟ニ依リ設置セラルル裁判所ニ出訴スルコトヲ得」との明文があつて、前示四主要國が各關係國として訴權を與へられてゐることは、疑ひを容るべきでないから、ドイツは當然この訴訟に應じて被告たらざるを得ない立場に在つた。そして被告の答辯の要旨は、局外中立義務の嚴守が國家主權の當然の結果



に出づるものであつて、ヴェルサイユ條約の規定によつて制限さるべきでないといふに在つたのだが、裁判所は大體に於て原告の主張を正當と認め、ドイツ官憲が爲したる抑留が條約に違反する不法行爲であるとの判決を與へた。それは先づキール運河がヴェルサイユ條約によつて一種の國際水路とされたること明白であり、そしてドイツと平和關係を保つ國民の船舶に與へられた自由通過の原則は、條約に何等の留保なき限りは、ドイツの局外中立の宣言によつて毫も變更さるべきでないからである。殊にドイツと平和關係を保つてゐる二つの國の間に戦端が開かれたと假定して、その場合にも第三百八十條に依つて、兩交戦國の軍艦は運河の自由通航を許され、ドイツは局外中立の侵害を理由として之を禁止することを得ないことになる。すれば、軍艦にすら尙ほ自由通航の權利が與へられるのだから、況して商船に對しては、よしや軍器その他の戦時禁制品を積載しても、ドイツにはその自由通航を認むる義務があると謂はねばならぬ。これが裁判所に於てドイツの義務違反を認め

理由であるが、要するに此のウインブルドン號事件の判決によつて、實際キール運河の運命が定められたやうな次第であつて、法律上又實際上頗る重要な判決であつた。この判決については、ドイツから臨時選定された國籍裁判官は、無論反對であつたのみならず、正裁判官の中にも二名反對意見を公表したものがあつたが、それについて論評するのは、餘り専門の問題に涉るから、こゝには省略することにする。

(二)(三) マヴロマチス事件　ギリシヤ人マヴロマチスなる者が、トルコ政府からゼルザレムの電氣鐵道、電力供給並に水道敷設に關する企業特許を得ることになつて、その手續がやつと終はつたところに、世界大戦争が勃發して、トルコがその渦中に入り、そして戦争の終局と共に、バレスターンがトルコから取上げられてイギリスの委任統治に屬することになつたのだが、マヴロマチスは平和克復後、直ちにその休業の再計畫について、バレスターン政廳やイギリス政府に交渉を試みたがその交渉が捗取らぬのみならず、ユーダ人の保護がイギリス統治の方針となつた結



果ユーダ人の企業家にパレスタイン全部に互たる企業の特許が與へられ、而かもその特許がマヴロマチスの特許と一部分重複することになつたので、問題が大分複雑になつた。そして他の一方には、トルコ時代の企業特許についての處分方法はセーヴル條約に取極められあつたが、トルコとギリヤの間に戦争が再起したため、その條約は立消えとなり、トルコと聯合國の間には一九二三年にローザンヌに於て、平和條約が改めて取結ばれることになつて、その附屬議定書の中に特許の處分方法が定められたけれども、それがまだ實施されるに至らなかつた際だつたので、議定書の實施を待たなくては問題を解決するわけには行かまいと云ふのも、イギリスが交渉を引きずつた理由の一つであつた。マヴロマチスは直接交渉では容易に方づく見込がないと考へて、本國政府の保護を求めたので、ギリシヤはパレスタイン委任統治規程第二十六條によりイギリスを相手取つて、イギリスの行動は被特許者の既得權を侵害したものであつて、従つてその侵害に因つて生じた損害を賠償する義務があ

ることを訴へ出でたのであつた。然るにイギリスは之に對して防訴抗辯を提起し、この事件は委任統治規程の解釋又は適用とは何等の關係ないのであるから、規程第二十六條によつて出訴し得べき性質のものではなく、従つて裁判所の管轄に屬すべきものでないと云ふことを申立てたので、裁判所は先づこの防訴抗辯について中間判決を與へねばならなかつた。そこで此の事件は管轄問題と本案の全く違つた二つの訴訟となつたのである。そして管轄問題については、同僚の意見一致せず、評議に評議を重ね、常にない激論を経た後、七對五の多數を以てやつと管轄説に決したが私は他の四名の同僚と共に反對意見を公表したのであつた。私一己としては今尙ほ固く裁判所が無管轄であつたことを信ずるのだが、餘りに専門的な法律論になるから、こゝにはその説明を省かう。只念のため一言して置きたいのは、ローザンヌ議定書が、この先決問題の審理中に實施されることになつて、企業特許に關する具體的準則の存在を見るに至つたことである。



本案の審理は次ぎの開廷に於て爲されたが、本案については（一）特許が有効なりや否や（二）有効なりしとせばイギリスに國際上の義務違反ありしや否や（三）その義務違反に因し損害賠償の義務ありや否や（四）特許がローザンヌ議定書によつて再計畫を許すべきものなりや否や等の諸點に涉つて審理せねばならなかつた。特許の效力問題をひき起したのは、被特許者がトルコ臣民の資格に於てそれを得てゐたからであつたが、裁判所はその資格は特許契約の成立條件と視るべきものでないとして、契約の有効なることを認めた。そしてイギリス政府が、別に新たな特許を與へ、若し兩立せざる既存の特許があれば、その買上を請求し得ることにして新被特許者の買上請求權を認めたのは敢て差支ないけれども、その請求權の行使に何等の期限を付せず、既存特許の地位を長く不確定ならしめたのは、立消とはなつたが、その當時の準則であつたセーヴル條約の精神に違ふものであつて、この點に於て國際上の義務違反があつたことを免れない、たゞしマヴロマチスが被つた種々

の損害は、戦後の一般事情の致すところで、イギリスの義務違反とは直接に關係ないのだから、イギリスに賠償義務を負はすべきでないと決し、尙ほ本人の特許はローザンヌ議定書によつて再計畫を許さるべきものであるとして、判決の結果は、言はゞ喧嘩兩成敗の形になつたのであるが、本案の判決についても、裁判所の評議は容易にましまらなかつた。

要するにマヴロマチス事件は、本來一個人の私益に關する事件たるに過ぎなかつたけれども、争點が錯雜してゐて、國內法、國際法、公法、私法の有らゆる問題を含んでゐたので、裁判所が取扱つた事件中最も興味が多かつたやうに思はれる。

（四）（五） ヌイイー條約第七十九條附款第四項の解釋事件、この事件はギリシヤとブルガリヤの間に起つたもので、簡易手續部の判決を請求し、而かも同一問題について出訴二回に及んだのであつた。その内容は別に紹介するだけのものではない（六） 上部シレジャに於けるドイツ人の特定の利益に關する事件、この事件は去



年の通常開設に提起されたものであつて、ポーランドがその新たに領土となつた上部シレジャに於て、ドイツの某會社並に特定の住民の財産に對して爲した處分は、ローザンヌ條約の規定に違反したものであるとして、ドイツが條約によつて認められてある訴權に本づいて出訴したのだつた。そしてポーランドはマヅロマチス事件に於けるイギリスと同様、防訴抗辯を提起し、同國が行つた處分は一九二〇年七月十四日の法律（ヴェルサイユ條約の執行に關する）の適用に止まり、ローザンヌ條約の規定とは關係なく、隨つてその處分についての争ひは、裁判所の管轄に屬すべきでないと主張したのであつたが、裁判所はその抗辯を理由なきものとし、裁判所の管轄に屬すべき旨の中間判決を與へて、本案の審理を留保した。その本案の審理は本年二月二日からの臨時開廷に於て行はれることになつてゐるが、この事件の内容は頗る複雑してゐるから、審理が大分長びくだらうと想像される。

## 諸 問 事 件

(一) 第三回國際勞働會議に於けるオランダ勞働代表の選定、これは裁判所が第一回開廷の劈頭に受理した事件であつた。第三回國際勞働會議に出席したオランダの勞働代表者は、同政府がヴェルサイユ條約第三百八十九條の規定に違反したのであるとの異議が、その會議の席上に提出され、資格審査員會は適法の資格ありと認めて、代表者の出席を許したのであつたが、尙ほその解釋が果して正當なりや否やにつき、聯盟理事會を介して、裁判所の意見を聽くことに決議され、その結果、理事會より諮問して來たのであつた。問題は前示條文の中に「最も代表的ナル産業團體」とあるのが、最多數の組合員を有する唯一の勞働組合に限るかどうかに云ふのであつたが、裁判は必ずしも唯一の組合に限らず、數箇の組合を併せて、その組合員の總數が遙に多く、又それ等意見が全國勞働者多數の意見とも見らるべき場合には、それを最も代表的なる團體と看做し、それと協定して勞働代表者を選定することは、條文の正當なる適用であるとして、オランダ政府の選定方法を適法と認められた。



のである。

(二)(三) 農業労働に關する國際労働組織の權限、此の諮問事件は二つの問題から成立つてゐて、いづれもフランス政府が聯盟理事會に提起した結果、裁判所に廻付されたのであつた。第一の問題に於ては、ヴェルサイユ條約第十三編の労働條約の改善に關する規定が、農業労働にも適用さるべきかどうか論點であつた、そして裁判所がこの問題について既に審議を終つたところに、更に第二の問題が追加として提出され、その問題は國際労働組織がその權限を不法に擴張するの傾向なきや否やと云ふに在つた。裁判所は第一の問題については、ヴェルサイユ條約の規定は農業労働にも適用するものと解釋し、第二の問題については、國際労働組織が實際取りつゝある手段は、その權限の範圍を越えたものではないとの意見を發表してフランス政府の見解が誤まれることを決定したのである。

(四) ツュニス及びモロッコに於ける國籍問題、これはイギリス、フランス兩國の間に紛争の目的となつた事件である。大戰後フランスはツュニス及びフランス領のモロッコに新たに國籍令を定め、外國人にしてその父母のいづれかゞ、この兩地方に生まれたものであれば、その子はフランスの國籍を取得することとした。然るにイギリスの法律によれば、イギリス人の子は、外國に生れたものでも皆イギリス人だとするのだから、そこに國籍法の衝突があるわけだが、問題の實用はツュニスに居住してゐるマルタ人の地位に關して起つたのであつた。乃ちフランスはそれ等の者を自國の臣民として兵役に就かしめようとするに反して、イギリスはその處置を不當とし、永らく交渉を續けたが、フランスは飽までも内政上の問題だと主張しその交渉が行きつまつた。そこでイギリスは遂にこの問題を聯盟理事會に提出し、理事會からは、それが國際法上より觀て、當該國の管轄に專屬する事項であるかどうかを、裁判所に諮問することになつた次第だが、裁判所は問題の實質に觸れず、單に純然たる内政問題ではないとの意見を回答した。そしてその際フランス政府の



代理人は問題の全部をあげて裁判所の解決を請はうと申出でたけれども、イギリスは之に應じなかつたが、その後兩國は更に外交上の商議を重ねて、圓滿な解決を遂げたのであつた。

(五) 東カレリヤ問題、東カレリヤはロシア領の一部ではあるが、住民の多数はフィンランド族の人民であり、そしてロシアがフィンランドに對して取結んだドルバート條約の中に、此の地方に完全なる自治を與ふべきことを定めたるに拘らず、ロシアがその規定を實行しないのは不都合であるとして、フィンランドが聯盟理事會の注意を求めたので、理事會は三回に亙つてこの問題を討議した末、ロシアが國際上の義務に違反したのであるかどうかを、裁判所に諮問することになつた。この問題はツュニス國籍問題と似よつてゐて、その國內法問題であるか、國際法問題であるかを決すれば、それで足りるやうに思はれ、又單に學說的解釋を與へるだけならば、事甚だ容易だが、何分にもロシアは國際聯盟の干渉に對しては、初めから反抗

的態度を取り、又裁判所の權限をも否認し、何等の證據書類も提出せず、口頭辯論も拒絶したやうな次第だから、よし裁判所が意見を發表しても、知らぬ顔をしてゐるに相違なく、さすれば裁判所の意見は何の効果もないことなので、裁判所の威信上、深く考慮せねばならなかつた。そこで裁判所は結局次ぎのやうな結論に到着した、乃ちロシアがかく一切の手續を拒んだ以上は、双方の争點を明かにするに必要な事實の審査ができぬわけであり、そして事實を審査しなくては、理否曲直を判斷するわけにゆかぬのであるから、裁判所は此の問題の解決については法律上の不能に陥つたのであつて、何等具體的の意見を發表することが出來ないと云ふのであつた。そしてこの理由によつて、諮問に對する回答を拒絶したのである。

(六) ポーランドに於けるドイツ移民の問題、この問題は大分複雑した問題であつた。ポーランドがドイツ領に屬してゐた時代に、プロシヤはドイツの勢力を扶植するため、一定の土地給與方法を設けて、移民を奨励したのであつたが、その方法に



は普通の借地契約（バハツフェルトラーク）に依るものと、地代成崩契約（レンテングーツフェルトラーク）に依るものがあつた。然るにヴェルサイユ條約によれば、戦前にドイツ帝國及び支分國の公有又は各王室の所有に屬してゐた土地は、償金辨濟の手段として、聯合國に於て沒收し得ることになつてゐるので、ポーランドは同條約の規定の實行に關する法律（前掲一九二〇年七月十四日の法律）を設け、その法律に本づき一九一八年十一月十一日（即ち休戰條約の日）以後に登記を経た地代成崩契約並に借地契約は、すべて之を無効とし、その契約の目的物であつた土地を取上げて國有地に編入した。そしてその土地の権利者であつた元のドイツ移民は、ポーランドの國籍に編入されてゐるに拘らず、その地方から追放されることになつた。しかし又他の一方には、ポーランドと聯合國の間には、小數民族保護に關する特別の條約があつて、この條約はポーランドの獨立承認の條件ともなつてゐる程に重要なものであるが、ポーランドはそれに依つて、ポーランドの國籍を取得

した小數民族に對し、公私法上の一切の權利を保障すべき義務を負はされてゐるので、ドイツ移民團は、聯盟理事會に向つて、ポーランド政府の土地處分の仕方がこの小數民族保護條約の義務違反たることを申出たのであつた。そして理事會は、特別委員の提議に本づいて、問題の處理に着手したのだが、ポーランドは此の事件が理事會の權限に歸せざること、並に同國の取つた手段は國法による適法の手段であつて、隨つて國際上の義務違反の事實あり得べからざることを主張して、理事會に抗議を申立てた。よつて理事會は先づこの二點についてポーランドの主張が正當であるかどうかを裁判所に諮問したのであつた。

裁判所は第一點については、理事會が小數民族保護條約（一二條二項）によつて取つた手續の正當であること、一九二〇年七月十四日のポーランド法律は、その精神に於て小數民族の保護と矛盾すること、ヴェルサイユ條約の解釋は小數民族保護條約に關して起つた附帶事項として視るのが當然であることを理由として、理事會



が此の問題を處理するの權限あることを肯定し、第二點については、ドイツの領土權はヴェルサイユ條約の實施によつて始めてポーランドに移轉したのであれば、その以前に爲されたブロシヤ政府の行政行爲は有效であり、隨つて休戰條約の日附を分界として、その以後の登記を無効とするの理由なきこと、ドイツ民法によれば、登記なくとも、地代成崩契約によつて完全に所有權を取得すべきものであること、借地契約も土地に關する物權的權利を設定するものであることを理由とし、要するにポーランドは少數民族に屬するドイツ移民に對して、その既得權を侵害したのであつて、たとひそれが國法の適用として爲されたとしても、國法に優る力をもつてゐる國際條約と矛盾する以上は、國際上の義務違反たることを免れないと決定したのであつた。

(七) ポーランド國籍取得の問題、これ亦少數民族保護條約の解釋に屬する問題であつて、條約第四條に『本ト獨逸、澳大利、匈牙利又ハ露西亞ノ國籍ヲ有シタル

者ガ波蘭ノ領土ニ於テ住所ヲ有セル父母ヨリ生マレタルモノナルトキハ本人ガ此ノ條約實施ノ日ニ住所ヲ有セズトモ波蘭ハ當然且何等ノ形式ヲ用ヒズ之ヲ波蘭臣民トシテ認ムルコトヲ承認ス』との規定があつて、疑問の存する所は父母が其の子の出生當時に住所をもつてゐただけで足りるか、現在も尙ほ引續き住所をもつてゐることを必要とするかの點であるが、ドイツ移民團は前の解釋を取り、ポーランド政府は後の解釋を取り、それが聯盟理事會の問題となつて、又更に裁判所に諮問されたのであつた。裁判所は條約の精神に考へ、又文理解釋の上から見て、前の見解が正當であると回答した。その理由は國籍を定むるについて、住所主義と出生主義を併せ認むることにしたのが、條約の精神であつて、そして本條の場合は即ち出生主義に本づく規定と視なければならぬからである。

(八) ジャッオルジナ(ヤッオリナ)事件、これはポーランド、チエコ・スロバキヤ間の國境決定に關する事件であつて、その國境決定について權限を與へられ



てあつた大使會議の決定が、適法に爲されたかどうか問題になつたのだが、事實問題は一九一九年のロンドン最高會議にまで遡り、大分こみ入つてゐたが、裁判所は大體に於てチェコ・スロヴァキヤの利益に解釋したのであつた。

(九) サン・ナウム寺院事件、これはセルビヤとアルバニヤの間の國境決定に關する問題であつて、前事件と同じく、相當こみ入つてゐたが、裁判所はアルバニヤの主張を理由ありと認めた。

(一〇) ギリシャ、トルコ間の住民交換、ギリシャとトルコ間に平和條約が取結ばれるに當つて、相互に異教徒に屬する臣民を交換すべき旨の條約が附隨して取結ばれたのであつたが、この條約の實施に關して疑問を生じ、それが兩國内の争ひとなつて、聯盟理事會に持出されたすゑ、裁判所の解釋を求める事になつた。その疑問は、條約第二條中にあるフランス語のエダブリー(居住)なる一語の意味如何と云ふのであつて、トルコでは住所を有すとの意味であると主張し、ギリシャでは、

住所たるをたらざるとに論なく、定住の意思と事實さへあれば皆エダブリーしたものと視るべきであると主張したが、裁判所は無論ギリシャの見解を定認した。

(一一) ダンチツヒに於けるポーランド郵便事務の問題、パリ平和條約は、ダンチツヒをドイツから切離して自由市とすると同時に、ポーランドに海上の出口を與へるため、交通及び郵便の事務に關して同國に特權を設定したのだが、畢竟これ等の事務については、同一市内にダンチツヒとポーランドの双方の管轄が兩立することになつた次第であつて、元來が大分不自然な取極方であるのだから、それについては、双方の間に特別の條約や議定書が精しく取定められてあるに拘らず、初めから紛争を免れなかつた。中んづく郵便事務に關しては、高等委員(國際聯盟の代表者として派遣されてある)の措置も亦宜しきを得なかつたので、絶えず問題をひき起してゐた。そして、最近の決定によつて、高等委員はダンチツヒの主張を容れポーランド郵便の授受は唯一箇の郵便局内に於て爲さるべきこと、並に専ら官憲の



利用に限られ、公衆の利用に供さるべきでないことを宣言したので、ポーランドは此の決定に服せず、條約の規定に本づいて聯盟理事會に上告し、高等委員の決定が不法なることを申立て、その結果裁判所に諮問されることになつたのである。裁判所は大體に於てポーランドの主張を理由ありとし、郵便事務の性質上公衆の利用に供さるべきことは當然であつて、正常なる地域に於て郵便物の集配を行ふことは、ポーランドが條約によつて得たる権利の行使であることを認めたと。そして之れと同時に、條約によればポーランドは『ダンチツヒ港内』に郵便事務を設備する權利を與へられてゐて、ダンチツヒ港がその事務の地域になつてゐるにも拘らず、高等委員がこの點について決定を怠つたため、長く紛争の種を残してゐるのだから、理事會は宜しくその適當と認むる方法により、ダンチツヒ港の何たることを確定して紛争の原因を絶つべきであると注意したのであつた。

(一一二) ギリシヤ教長追放問題 これはやはりギリシヤ、トルコ間の住民交換條約

適用について起つた問題であつて、コンスタンチノーブル在住のギリシヤ教長が交換の條件に適合してゐるとして、トルコ政府が之を追放したところから、更にギリシヤ政府との間に紛争をひき起し、それが同じく聯盟理事會の問題となり、次いで裁判所に諮問されたのであつたが、裁判所が審議手續に着手する前に、兩國間の調停が成立つて、その結果諮問が撤回されることになつた。

(一一三) モスール問題、モスールがイギリスの委任統治に歸したイラクの領域内に入るか、それともトルコの領分に屬するか、それが不明であつて、兩國內の争ひとなつてゐたが、遂に聯盟理事會にもち出され、そして理事會にこの紛争に對して決定を與ふる権限があるかどうか疑問となつたので、この點について裁判所の意見を求めたのであるが、裁判所は昨年十月二十六日から十一月二十一日までの臨時開廷に於て、理事會が権限を有することを決定した。この臨時開廷は、私が歸朝の途に就いたあとで、急に請求されたのであつて、途中香港の日本總領事館あての電



報によつて、その事を知つたやうな次第であつた。

◇

以上裁判所が開設後四年間に取扱つた事件につき、至つて簡単にその内容を紹介したのだが、凡そ國際上紛争の種となる問題がどんなものであるか、これによつてほゞその見當がつくであらう。訴訟事件と云はず、諮問事件と云はず、前示十九件の内、ツェニス國籍問題を除く外は、すべて、ヴェルサイユ條約並にその後之と關聯し、又は獨立して新たに取結ばれた條約の疑義から生じた紛争であることは、第一に注意をひくであらうが、それは所詮これ等の條約が如何に作成を急いで、それだけ不備不悉の點が多いかと云ふ事實の證明にもならうし、又戦後の國際關係が如何に複雑してゐるかと云ふ事實の證明にもならう。殊にポーランド、チェコスロヴァキヤなどの再興された國々には、何かにつけて問題が起り易いに相違なく、又以前からとかく紛擾の絶えなかつたバルカン半島の國々の間には、相變らずその關係

の滑かならぬ事情もあらうから、裁判所に持出された事件も自然これ等の諸國に關係あるものが多い、中にもポーランドとギリシヤは、常得意とでも云つたやうな場合で、何回となく裁判所の手を煩はしたのであつた。

次ぎに注目すべきことは、諮問事件の数が訴訟事件に比べて遙かに多いことである。訴訟事件は半數に満たぬばかりでなく、その内の二件は簡易手續によつて提起された瑣細な、而かも連屬した事件であり、又二件は本案に對する先決問題として取扱はれた管轄問題に過ぎないが、諮問事件はいづれも皆獨立した事件であつて且つ相當に重要な性質を帯びてゐる。兩者の間にかやうな差異を見るのは決して偶然ではない。それには大に理由のあることであつて、能くその理由を考察しなくてはならぬ。

訴訟事件は、言ふまでもなく、特定の事件について當事國の間に法律上の見解を異にするところから起るのであるが、それが訴訟となつて裁判所にもち出されるの



は、幾度か双方の談判が繰返され、到底折合ひがつかかねる場合であつて、よくせきの事である上に、前にも述べたる如く、現在には應訴義務がまだ國際上の一般法として認めらるゝに至つてゐないため、多くの國々の間には、双方の合意があつて始めて訴訟になるのだから、頻々として訴訟が續出するやうなことは、自然あり得ないわけであつて、現に裁判所が今日まで受理審判した訴訟は、概ね條約に特別の規定があつて、應訴義務がそれに認められてあるものである。要するに訴訟事件の数が少いゆゑは、かやうな事情があるからである。

諮問事件は、前に一言したやうに、その實質に於ては皆國際事件に關する紛争であつて、その紛争は本來は聯盟理事會や聯盟總會に提出されて、その解決に付されたものであるから、理事會又は總會が全權を以て解決すれば、それで落着すべきわけのものであるが、實際に於てはなか／＼さう單純には運びかねる事情がある。それには先づ係争國そのものに取つて、理事會や總會の解決だけでは満足し難い立場に

あることを知らねばならぬ。理事會や總會の席上は、言ふまでもなく、從來の祕密外交に代つた公開外交が行はれる席上であるから、係争國がその席上で骨折つた折衝の仕方は、たとひ問題が法律上の解決に關するものであつても、やはり外交手段の範圍を越えないのであつて隨つて、その問題が自國の不利益に解決されたとすれば外交の駆引に負けたと云ふ形になるので、一國の體面上、そのまゝ引きこむわけにゆかぬことが多い、又事件によつては、その國內では政争問題となつてゐて、當局者が理事會や總會の會議の前で失敗すれば、それが政府更迭の原因ともなるくらゐに重大視されてゐることがあつて、その當局者は、よしや内心では理事會又は總會の解決が道理であると考へても、それだけで引き下がつては、國內に對して申譯がないから、それ以上に相當有力な理由を求めたいのである。ところで、裁判所の意見となれば、現在の國際制度の上からは、最高の決定であつて、それ以上にもはや解決の道はない、裁判所の意見まで確めたとあれば、盡せるだけの手段を盡したわ



けてあつて、内外に向つて責任解除の口實ができようと云ふのだから、中には殆んど分かりきつた問題でも、尙進んで裁判所の意見を求めようと云ふことになる。又理事會や總會の方からも、問題の解決をたやすくする必要上、係争國がさほどに各自の主張を固執して譲らないとあれば、一應裁判所の意見を聽いて見ようと云ふ風に切出して、その結果、法律上の解決を要する問題であれば、とかく裁判所に廻付される傾向がある。かやうな事情で、本來聯盟理事會又は聯盟總會の權限に屬する問題が諮問事件の形式を取つて、裁判所の審議を経ることになるのであるが、總會は毎年一回開かれ、且つその議事は多くは聯盟の立法事項とも云ふべき性質のものであつて、特定の紛争事件に關する法律的解決が問題となるやうなことは殆んどないであらうし、又今日までの經驗上、裁判所はまだ一回も總會からの諮問を受けたことはないけれども、理事會は之と異なつて、三箇月毎に開かれ、又場合によつては臨時に開かれることもあり、絶えず何等かの紛争問題を處理すべき立場になつて

ゐるので、その結果、理事會が裁判所の意見を徵する機會は甚だ多く、又それがため裁判所が臨時開廷を餘儀なくされることも亦随つて多いのである。裁判所開設以來四年の間に九回の開廷があつたとすれば、その内五回は臨時開廷に屬するわけだが、その臨時開廷は大概聯盟理事會の請求によつて爲されたのである。

諮問事件がその數量に於て、訴訟事件より遙かにまさつてゐるのみならず、その性質に於ても亦却つて重大なものが多いかとも考へられる。訴訟事件の直接關係者はウインブルドン號事件の如き重大な事件は別として、主としてその當事者たる特定の兩國であり、又中にはマヅロマチス事件の如く、實際の關係者は一私人たるに過ぎないものもあつて、要するにその利害の及ぶ所が限られてあるのが普通だが、諮問事件に至つては必ずしもさうでない。問題によつては、その解決が數國の利害に影響するものがあり、又場合によつては全世界の利害に關するものがないとも限らない、例へば小數民族保護の義務は、獨りポーランドに負はされてあるばかりでな



く、ルーマニア、その他の國にも同様に負はされてあるのだから、義務違反の問題に對する解決は、これ等の國にも影響するわけであり、又例へば労働代表者選定に關する問題の如きは、國際労働組織加入のすべての國家に共通の問題であると謂つてもよい、現に我が日本の労働代表者選定方法も、表向き問題とはならなかつたが國際労働會議には絶えず異議の種となつてゐたやうな次第である。

かく觀察し來れば、諮問事件の審議は、その性質上裁判所に取つては頗る重要な任務となつてゐるわけであつて、裁判所がその諮問回答權限に重きを置き、審議手續を慎重にするため、訴訟事件と同様の取扱をすることに定め、且つ事件の内容如何を問はず、すべて全員廷に於て審議することにしたのは、全く機宜を得たものであつたことがます／＼明かである。獨り裁判所の地位の獨立を完うし、その威信を保つ上に於て、さうなくてはならなかつたのみならず、國際上の紛争を解決して正義の觀念を扶植すべき任務の上から考へても、誠に適當の措置であつたと謂はねば

なるまい。



終りに裁判所の判決並に回答意見が、大體に於て全員一致を得て爲されたことは裁判所の威信の上から甚だ喜ぶべき事であつた。或る場合には同僚の意見がいくらか分かれたことがあり、又中にはやつと僅かの多數を得て決定したものもないではないが、それは只二三の事件に止まり、その他は殆んど皆全員一致であつたと謂つて差支がない。それは畢竟法律上一般の原則とされてあるものについては、各裁判官の意見が喰ひちがふやうなところのあるべき道理なく、又今日まで取扱つた問題の争點が割合に明瞭であつて、反對の見解が許されなかつたためであらうが、將來いつもかやうに好都合に抄取つてゆくわけでもあるまい。殊に國際法上には大陸主義と英米主義の二つが並び立つてゐるやうな問題もあるのだから、若しそんな問題にでも逢着した場合には、その解決は實際困難だらう。たとひそんな根本主義に關する



大問題でなくとも、ヴェルサイユ條約その他現行條約の英佛兩文で書かれてゐるものの中で、或は兩文が違つてゐたり、或は文字は同じでも意味が違つてゐたりする場合があつて、一方ならず當惑することもある。そんな場合には、立案當時の事情に考へて、兩文のいづれにか重きを置くこともあり、又さうでなければ、専ら條理の命ずる所によつて決することもある。

序ながら、小數意見の公表は、裁判官の權利として認められてあるが、私一己としては、これには一利一害があつて、而かもその害が著しくはないかと考へる。少數意見必ずしも不當でなく、却つて正當であることもあるのだから、國際法の原則をうち立て、ゆかうと云ふには、遠慮なく有らゆる意見を發表して、世界の公評に任かせるのもよからう、又裁判所規程が裁判官の權利として、少數意見の公表を認めたる趣旨も亦蓋しこゝに存するのであらう。これは公表制度の利益の方面であつて一應考慮すべき價值がないではないが、更にその弊害の方面を考へて、そしてそれ

を秤量にかけて見れば、何分にもその利益は弊害を償ふに足りないかと考へられるそも、裁判所の評議が絶對的に秘密たるべきことは、裁判の公平無私を保つがための當然の原則であつて、裁判所規程にも掲げられてあるが、若し少數意見の公表を許すことになれば、この貴重なる原則は自然これがために破れることになるのみならず、他の一面には裁判官が獨立を失つて、已むを得ず自國の政府の利害を代表するやうになる恐れがある。なぜかと云ふと、或る紛争事件が自國政府の利害に關する場合に、裁判官の多數意見が自國に不利益であり、そして自分も亦同様の意見であつたと假定しよう、若し反對意見の公表が許されてなければ、誰がどんな意見であつたか分からずにすむのだが、それが許されてある以上は、その裁判官は反對意見を發表しなければ、自國を裏切つたと云ふことになつて、問題によつては、國民からどんなに攻撃されるか知れないので、人情の弱點として、よしや自分の意見を枉げても、自國の利益を辯護することにならざるを得ないであらう、さすれば結局



裁判官の獨立が失はれて、公平無私の裁判が與へられないことになる。かう考へて見れば、少數意見の公表は、裁判所の威信を保つ上からは如何にも不都合であつて、それを廢止する方がよくはないかと思はれるのである。

## 六 常設國際司法裁判所の將來

創立後僅かに四年を経たゞけて、永遠の生命をもつべき常設國際司法裁判所としては、やつと目鼻がついたやうなもので、その經驗はまだ甚だ淺いのであるが、しかし、その淺い經驗によつても、裁判所に提出される事件が年々多くなる傾向であることは、掩ふべからざる事實であつて、昨年などは三回も臨時開廷を必要としたくらいである。その事件が多くなるのは、要するに裁判所の威信がそれだけ加はりつゝあることの證據だとも謂へようから、國際協調主義の發達を欲望する上からは、固より喜ぶべき現象である。そしてそれだけでも、裁判所が將來健全の成育を遂ぐべき素質を備へてゐると視ることもできよう。

然らば、常設國際司法裁判所は今後どんな工合に成育してゆくだらうか、その成育の健全さを豫期して、それが只一片の想像ではないことを明かにするために



は多少具體的にその理由を説明しなければならぬ。

なるほど、應訴義務はまだ國際上の一般法として認めらるゝに至つてはゐないがヴェルサイユ條約をはじめ、その後新たに取結ばれた諸種の條約にはその條約の解釋について争ひを生じた場合には、常設國際司法裁判所の判決に委ねべきことが定められてあつて、特別に應訴義務を認むる慣例が作られてある。又特定の國々の間には特に調停條約なるものを取結び、兩國の間の一般條約について紛争が起つた場合に、若し双方の調停委員が試みた調停が不成功に終はつたときは、當然常設國際司法裁判所に出訴して、その判決を待つべきことを定むる傾向が著しくなつて來て、殊にとくから平和主義を標榜してゐるスイス、オランダなどは、専らこの方針に向つて進んでゐるやうである。一般應訴義務を承認することに躊躇してゐる我が日本も、さすがにスイスに對しては、昨年特に此の調停條約を締結したのであつた又從來仲裁條約を締結してゐた國がいくらもあつて、それは兩國間の紛争について

は常設仲裁々判所の裁判若くは特別の仲裁々判を仰がうとの約束をしてゐたのであるが、その國々の間に、今後は常設國際司法裁判所の判決を求むべき旨を特約するむきが少くない。勿論、常設國際司法裁判所の受理する事件は、司法的解決を要する事件に限られてあるから、その裁判は仲裁々判と兩立すべきものであつて、隨つて、仲裁々判のお株が全く奪はれてしまふわけではないが、とにかく、此の特約の結果として、常設國際司法裁判所の権限が擴張されたことは明かである。

かやうに、特定の國々の間に特別に應訴義務を承認することが、だん／＼と多くなりつゝあるのだが、こゝに又一つの注目すべき新たな事實が出現した。一昨年の聯盟總會に於て大問題となつた、フランスの提案に本づいた彼の安全保障、強制仲裁、軍備縮限の三大主義が、若し聯盟各國から承認されたならば、その謂はゆる強制仲裁は、聯盟規約第十三條の規定の實行を強制するのであつて、國際上の一切の紛争について、當然司法裁判又は仲裁々判の管轄を認むることになるのだから、



常設國際司法裁判所の權限に屬する事件に關しても、應訴義務が一般に又無條件に承認されることになるべきわけであつたが、此の提案はたやすく實行しかねる事情があつて、結局確定を見るには至らなかつた。しかし、昨年の聯盟總會に引續いて開かれたロカルノ會議に於て、イギリスの斡旋によつて、此の三大主義の實行を一般問題として議することをやめ、特別に關係の深きヨーロッパの舊交戰國間に限る問題とする事になつて、先づ此等の國々の間に安全保障條約を取結び、次ぎには一方にドイツと他の一方にはフランス、ベルギー、ポーランド、チェコ・スロヴァキヤの四國が、それ／＼仲裁條約を取結ぶことになつて、それ等の條約は既に調印批准を了したのだが、これによつて、戰後動搖がちであつたヨーロッパの國際關係も、やつと安定することにならうと期待され、當事國は言ふまでもなく、世界一般に此の條約が歓迎され、會議をまとめたイギリスの外務大臣チェンバーレン氏の偉功が、内外に稱揚されたのであつた。ロカルノ會議がもたらすべき外交上の効果は別問題と

して、その會議によつて取結ばれた仲裁條約の結果、將來條約國間に生ずる法律上の紛争は、當然常設國際司法裁判所の裁判に付されることとなるのだから、裁判所の權限は更に一層の重さを加ふるに至つた次第である。



常設國際司法裁判所が國際聯盟の一機關であるとするれば、その運命が國際聯盟のそれと相伴ふべきことは當然の事と謂はねばならぬが、これについては少しく説明を加ふる必要がある。

今こゝに國際聯盟の現在及び將來について、精しく論ずべき場合ではないが、その現在が豫期と違ひ、名實ともに唯一の國際社會として、世界の有らゆる大小列國を包括することができずにゐるのは、實際の事實であつて、それが聯盟に取つて遺憾千萬の事であり、又現在に於ける弱點であることは争はれまい。今日聯盟に加入してゐる國は五十餘國の多きに達してゐるが、聯盟の域外に立つてゐるものに、大



國としてはアメリカがあり、ドイツがあり、ロシアがあり、小國としてはメキシコその他二三の國があり、トルコも亦未だ加入するには至らない。小國の向背は敢て問題とするには足りないが、大國が悉く仲間入をしない限りは、聯盟の活動がとかく鈍りがちになるやうな感を免れなからう。しかし、ドイツがロカルノ條約の結果として、早晚聯盟の仲間入をすることは間違あるまい、國內には多少の異論もあり又その實現はライン地方の撤兵問題とのづから關聯することにもならうが、ドイツ國民の多數は加入を希望してゐるに相違なく、要するに加入が實現されるのは餘り遠いことではなからう。そしてドイツが加入すれば、聯盟の基礎が今日より一段の強みを加へるわけであり、又その聯盟加入は、同時に常設國際司法裁判所規程加入をも伴ふものであることは、言ふまでもないことだから、裁判所の將來についてもそれだけ健全の度合が著しくなるわけである。たゞアメリカが今日までのところ、容易に加入せぬばかりでなく、加入を好まぬのであり、又ロシアは聯盟に對して反

抗の態度を取つてゐるやうに思はれるは、いかにも厄介な事ではあるが、さればとて、それが聯盟瓦解の機會を作るやうな憂ひは、萬々一にもありようはづがない。ソヴェエツト政府がどう移り變はつてゆくか、今尙ほ見當がつかかねるが、ドイツが加入した暁には、それがロシアの加入を促がす原因とならぬとも限らない。又アメリカが徒らに政治上の争にかられて聯盟規約を蹴りつけてしまつたのは、國際信義の上からは、實にけしからぬ話であるが、それは別論として、同國がいつまで聯盟以外に孤立の状態を續け得るか疑問であらう。ドイツの加入によつて、聯盟の基礎が一段堅くなれば、アメリカも何等かの機會に、いくらかの條件を持出して、加入を申込みやうなことがないとも謂へない。

◇

アメリカの聯盟加入の問題は暫くさしおいて、同國が聯盟規約と切離して、常設國際司法裁判所規程の議定書だけに加入しようとあせつてゐるのは、一つの興味あ



る事實として、注意すべき價ひがある。これは随分蟲の好い話であるが、アメリカ殊に共和黨政府としては、よしや國際聯盟はうちこわしても、國際司法裁判所だけは擁護してゆかうと云ふのが、その宿論とも謂へるほどであつて、最近の電報によれば、上院は遂に國際司法裁判所規程加入案を可決したさうである。元來國際上に司法的性質を有する唯一の裁判所を設置したいと云ふのは、アメリカの多年の考案と見ても差支ないのであつて、千九百七年の第二回國際平和會議に於て仲裁々判所より更に一步を進めて、司法的性質の裁判所とすべき動議を提出したのは、實にアメリカの代表者であつたやうに記憶する。次ぎに聯盟規約の批准は拒絶したけれども、その聯盟規約に本づいて、常設國際司法裁判所規程の立案をするために、聯盟理事會が公法家會議を召集した際には、アメリカからは前國務卿ル・ト氏が特に出席し、多大の斡旋をして草案の成立に勉めたのであつた。又この裁判所がいよいよ創設され、裁判官の第一回總選舉が行はれるに當つては、ムア氏が正裁判官として

當選したことは、アメリカ人が一般に中心から喜んだやうである。若し『坊主が憎くければ袈裟まで憎い』といふ筆法で行けば、國際聯盟を好まないアメリカは、聯盟の一機關として設置された裁判所に對しても、亦反感をもたねばならぬはずであるが、その筆法があてはまらぬので、そこに問題の興味がある。要するに、國際制度として司法的性質の裁判所を設けることは、アメリカの年來の希望であつて、常設國際司法裁判所が創立され、その希望が實現されることになつたのみならず、正裁判官の一人を割當てられてあるのだから、無關係だとすましてゐられる義理でもなく、何とかしてその仲間に割込まねばならぬと云ふわけで、政府の政綱の一つとして、前大統領も現大統領も度々常設國際司法裁判所規程加入の事を公表したのであつたが、その加入案がとうとう上院を通過することになつた。只この上は國際聯盟がアメリカの加入申込に對して、どんな態度に出るか見ものだらう。

なるほど、聯盟規約と切離して、裁判所規程にのみ割込まさうと云ふのは、形式



上いくらか穩かならぬ所もあらうが、私の見る所によれば、實際問題としては別段面倒なこともないやうである。裁判所規程の裁判官選舉に關する二三の規定を修正し、アメリカが聯盟加入の國と同様、選舉に關する權利をもち得るやうにすれば、それで足りるのだから、聯盟の方でも、それくらゐの手數ならば、骨折を惜む必要もなからう。且つ又事情は違ふけれども、ドイツは國際聯盟の外に立ちながら、聯盟事務の一部分たる國際労働組織には加入してゐる例もある、これはドイツがヴェルサイユ條約の相手方であつて、そしてその條約に國際労働組織の事が規定されてゐるので、條約の履行として加入したわけではあるが、しかし、形の上から見れば國際聯盟と無關係に、特に聯盟組織の一部分にのみたづさはつてゐるに違ひはないから、さすればアメリカが聯盟規約と切離して、聯盟組織の一部分にのみ仲間入をするのも敢て妨げないと云ふことにならう。又實際問題としては、聯盟の方で、この際その大つ腹なところを見せ、進んでアメリカの裁判所規程加入を歓迎すくらゐ

ゐる態度に出るのが、聯盟に取つても却つて得策であらう。今でこそ、アメリカは聯盟規約との切離しを條件として、それを頑強に主張してゐるが、一旦裁判所規程に加入すれば、それが一つの楷梯となつて、ついには聯盟そのものにも引入れられるやうなことがないとも限らない。

上院を通過したアメリカの國際司法裁判所規程加入案は、新聞紙所載の電報を見たゞけでは、詳細の事は分かりかねるが、その加入が聯盟規約と全然無關係であることを條件とする外に、更にいくらかの條件が付されてあつて、その内の一つに裁判所に提出する事件は上院の同意を得なくばならぬと云ふことが目立つて見える。思ふに、一國が他國との紛争事件について、國際裁判機關の解決を求むるや否やを定めるのも、亦要するに外交上の取極めをするに相違あるまじく、そしてアメリカの憲法に於ては、外交上の取極めはすべて上院の協賛を経ねばならぬことになつてゐるから、その適用として、特にこの留保條件を掲げたのであらう。そしてこの留



保が應訴の場合を含んでゐるかどうかは不明であるが、無論含んでゐるに相違ない、即ちたゞにアメリカが原告となる場合に限らず、その被告となる場合にも、均しく上院の同意を経なくてはならぬことになるだらうが、應訴義務がまだ國際上の一般法として認めらるゝに至つてゐない今日だから、さうなつても別段差支はなからう。アメリカがいつれの國かと特別條約を取結んで、應訴義務を認めた場合には上院がまさか此の條件を對抗することもなからうし、又應訴義務が國際上の一般法として認められるやうな時期が到來した場合に、アメリカが獨り此の留保を固執することもなからう。かう考へてみれば、この上院が特に附加へた留保條件は、別段國際司法裁判所の權限を制限するやうな意味をもつてゐるのでもなく、又そんな結果をひき起すことにもなるまい。

アメリカの國際司法裁判所規程加入問題について、國際聯盟の方がどう考へてゐるか、まだ知るよしもないが、アメリカの腹がきまつたとすれば、それが間もなく聯盟の問題として實現するだらうが、右のやうな事情から推して見れば、アメリカの加入申込は多分そのまゝに受入れられることにならうかとも思はれる。そしてドイツも早晚聯盟の加入に伴うて、裁判所規程にも當然加入することになるとすれば、常設國際司法裁判所こそは、近き將來に於て、ロシアを除く外、殆んど全世界の大小列國から支持される唯一の組織立つた裁判機關として存在することになつてその基礎は牢乎として抜くべからざるものとなり、小ゆるぎもせぬ大盤石を据えることになるであらう。



國際聯盟が將來全世界の大小列國を包容して餘す所なき大團結となり得るか、どうか、今俄かに豫斷することはできない。又假りになり得る望があるとしても、前途がなほ遠いと見なくてはなるまいから、聯盟の前途には多少の雲霧がさへぎつてゐて残念ながら、はれ〜としてゐると謂ふわけにはゆかないやうである。常設國



際司法裁判所はこれと異なつて、右に述べたるが如く、近い將來に於て、推しも推されもせぬ立派な世界的法廷たるべき運命を負うてゐて、而かもその運命は、聯盟の運命とは必ずしも關係なさうに見えるのだから、裁判所に取つては特にめでたいことゝ謂はねばならぬ。しかしかく言へばとて、獨り裁判所の將來を祝福して聯盟を呪咀する意味ではない、聯盟の組織も漸次に強固となりつゝあることは疑ひなく又その目的の完成を期待する上から、どこまでもその將來の發達を祈ることを忘れてならぬのみならず、少し見方を變へてみれば、常設國際司法裁判所が特に健全なる成育を遂ぐべき將來をもつてゐることも、亦畢竟聯盟がその土臺となつてゐるからの事であつて、聯盟あつての裁判所であると思なければならず、そして裁判所が健全なる成育を遂げて、ますますその任務を完うすることになれば、それだけ聯盟の目的が達成される次第であるから、この見地からすれば、裁判所の將來を祝福するのは、やがて聯盟の將來を祝福するゆゑんであると謂はねばならぬ。(終)

大正十五年三月六日 印刷  
大正十五年三月十日 發行

國際聯盟協會パンフレット第六十一輯  
常設國際司法裁判所

定價八拾錢

送料  
四錢

常設國際司法裁判所  
不許複製

著者 織田 萬  
發行者 大熊 眞  
印刷者 東京市芝區芝公園六號地  
印刷所 東京市京橋區新榮町五丁目二番地  
東京市京橋區新榮町五丁目二番地  
新榮印刷株式會社  
發行發賣所 東京市芝區芝公園六號地  
社團法人 國際聯盟協會  
振替口座東京五五一八三番



書圖版出會協盟聯際國

日英佛文 同頁對照	古垣 鐵郎 著	桃井 京次 譯	佐々木 勝三郎 著	法學博士 齋藤 良衛 著
國際聯盟勞働 並司法裁判所 規約	希勃紛争と國際聯盟	レオン・フルジョワ氏論文集 ソリダリテその他	ドーズ案を中心として 賠償問題の過去及現在	支那國際關係概觀
1.20 0.04	0.20 0.02	1.00 0.04	1.70 0.08	1.20 0.06
現時の國際問題を研究調査せんとす る士の必ず座右に備ふべき好伴侶に して尅大なる國際機關の鳥瞰圖であ り新時代國際政治の大憲章である	ロカルノ會議で歐洲が安定平和を得 た時又も希勃紛争は突發したが國際 聯盟は迅速且公平に理と情とに満ち た裁決を爲して見事紛争を解決した	國際聯盟の生みの親であり育ての親 でもある氏の平和思想の基調はソリ ダリテである氏の全人類の熱愛と尊 敬を蒐め得た思想は全卷に溢る	國際流通經濟の急流に棹す現代日本 の財業界は賠償問題の成行を知らず して一刻も世界經濟生活を營む不能	將に世界外交の檣舞臺となりつゝあ る友邦支那の國際關係を歴史的に考 察し紛糾せる現狀支那を知らんとす る江湖の學士の信據するに足る好著

〔ひ願お〕

本協會では過去六ヶ年間に「最近時代思潮論文集」外一般國際問題に關する六十餘冊のパンフレットを刊行する計ありまして、今後は此の端書に夫々御姓名住所等を  
お記入の上、早速本會までお送り願ひたいと存じます。此の御報告は本會に於て  
永久に保存をし、今後の活動出版其他の計劃を皆様に一々御報告し、そして讀者  
と本會との關係を密接たらしめたいと存じます。國際聯盟協會出版部



515  
52



終